

第六十一回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第八号

昭和四十四年四月八日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 中村 寅次郎

理事 小淵 恵三君

理事 川崎 寛治君

中川 一郎君

古屋 亨君

山田 久就君

岡田 利春君

依田 圭五君

理事 本名 武君

理事 美濃 政市君

福田 篤泰君

箕輪 登君

井上 泉君

中谷 鉄也君

渡部 一郎君

出席國務大臣

國務大臣 床次 徳二君

(総理府総務長官)

出席政府委員

総理府特別地域連絡局長 山野 幸吉君

法務省民事局長 新谷 正夫君

外務省欧亜局長 有田 圭輔君

法務省民事局参事官 味村 治君

文部省初等中等教育局教科書検定課長 宮野 禮一君

水産庁漁政部長 安福 数夫君

水産庁生産部海洋第一課長 角道 謙一君

海上保安庁警備救難監 猪口 猛夫君

建設省国土地理院地区部長 村岡 一男君

自治大臣官房参事官 佐々木喜久治君

四月八日

委員岡田春夫君及び伊藤惣助丸君辞任につき、

その補欠として岡田利春君及び渡部一郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員岡田利春君辞任につき、その補欠として岡田春夫君が議長の名で委員に選任された。

三月三十一日

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案(内閣提出第八九号)は本委員会に付託された。

四月三日

沖繩県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(第五十五回国会衆法第三一五号)の提出者「川崎寛治君外九名提出」は「川崎寛治君外八名提出」に、沖繩に対する財政措置その他の援助に関する臨時措置法案(第五十五回国会衆法第三三三三号)の提出者「多賀谷眞稔君外七名提出」は「多賀谷眞稔君外六名提出」にそれぞれ訂正された。

四月七日

沖繩のB52爆撃機即時撤去に関する陳情書(琉球政府立法院議長星克外四名)(第二七三三号) 沖繩の総合労働布令撤回及び労働基本権の確立に関する陳情書(琉球政府立法院議長星克外四名)(第二七四四号)

同(沖繩那覇市議会議長高良一)(第三二一四号) 沖繩のB52爆撃機即時撤去等に関する陳情書(沖繩那覇市松尾B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議議長亀甲康吉)(第二七五五号)

同(沖繩那覇市松尾二〇八沖繩人権協会理事長比嘉利盛)(第三二三三三号) 沖繩の総合労働布令撤回に関する陳情書(沖繩那覇市下泉二の三六沖繩県労働組合協議会議長

亀甲康吉外一名)(第二七六六号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

北方領土問題対策協会法案(内閣提出第七九号) 沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案(内閣提出第八九号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。床次総務長官。

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 沖繩において行なう試験及び申請等の特例(第三条―第六条)

第三章 各資格法規に関する特例

第一節 土地家屋調査士法に関する特例(第七条)

第二節 公認会計士法及び税理士法に関する特例(第八条・第九条)

第三節 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律、理容師法、栄養士法、クリーニング業法、美容師法、調理師法及び理学療法士及び作業療法士法に関する特例(第十条―第十六条)

第四節 火薬類取締法、高圧ガス取締法、電

気工事士法及び電気事業法に関する特例(第十七条―第二十条)

第五節 船舶職員法に関する特例(第二十一条)

第六節 電波法及び公衆電気通信法に関する特例(第二十二条・第二十三条)

第七節 社会保険労務士法に関する特例(第二十四条)

第八節 測量法、建築基準法、建築士法及び宅地建物取引業法に関する特例(第二十五条―第二十八条)

第九節 消防法及び行政書士法に関する特例(第二十九条・第三十条)

第四章 雑則(第三十一条―第三十三条) 附則

第一章 総則 (趣旨)

第一条 この法律は、他の法令に定めるもののほか、沖繩が復帰するまでの間における暫定措置として、沖繩と本土との一体化に資するため、沖繩において行なう免許資格に関する試験及び沖繩の免許資格者に対する本邦の免許資格の付与等に関し必要な措置を定めるものとする。

(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 沖繩 沖繩県の区域とされていた地域をいう。

二 免許資格 個人が一定の技術、技能又は知識を必要とする職業に従事するために法令上必要とされる免許、登録等に係る資格をいう。

三 沖繩の免許資格者 沖繩の法令の規定に基づき免許資格を有する者をいう。

四 本邦の免許資格 この法律の規定の適用を

受けて付与される免許資格をいう。

五 沖繩事務所 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)第十三条第一項に規定する日本政府沖繩事務所をいう。

第二章 沖繩において行なう試験及び申請等の特例

(沖繩において行なう試験)

第三条 次に掲げる試験及び検定(以下この章において「免許資格試験」という。)の全部又は一部は、沖繩において行なうことができる。

一 司法試験法(昭和二十四年法律第四百号)第二条に規定する司法試験

二 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第五条第一項に規定する土地家屋調査士試験

三 公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第五条第一項に規定する公認会計士試験

四 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第六条に規定する税理士試験

五 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第五条の三に規定する管理栄養士試験

六 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十七条に規定する保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験

七 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条第三項に規定する高圧ガス作業主任者試験

八 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十二条第三項第一号に規定するガス主任技術者国家試験

九 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第五十六条第一項に規定する電気主任技術者国家試験

十 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)第四条第二項に規定する海技従事者国家試験

十一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十九条第一項に規定する航空従事者に係る試験

十二 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第四十六条に規定する無線従事者国家試験

十三 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第九条に規定する社会保険労務士試験

十四 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第五十条第五号及び第五十一条第四号に規定する測量士試験及び測量士補試験

十五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五条第一項に規定する建築主事の資格検定

十六 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十二条に規定する一級建築士試験

十七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める試験及び検定

2 免許資格試験に関する事務を管理する行政庁は、沖繩において免許資格試験を行なう場合には、その要領その他必要な事項を、内閣総理大臣を経由して琉球政府に通知するものとする。

3 沖繩において行なう免許資格試験に係る願書の受理その他の事務は、政令で定めるところにより、沖繩事務所において行なうことができる。

(免許資格に係る申請等の特例)

第四条 沖繩において行なう免許資格試験に合格した者又は沖繩の免許資格者で本邦の免許資格を付与されるものが沖繩において本邦の免許資格に係る申請その他の手続は、政令で定めるところにより、沖繩事務所の所長を経由してすることができる。

(受験資格等の特例)

第五条 沖繩において行なう免許資格試験若しくはその免除を受けようとする者又は沖繩の免許資格者で本邦の免許資格を得ようとするものについて本邦の免許資格に関する法令の規定を適用する場合には、この法律に別段の定めがあるものを除き、沖繩の学校教育に関する法令の規定による学校は、それぞれ当該法令の規定に相当する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)の規定による学校とみなす。

(手数料の特例)

第六条 沖繩において行なう免許資格試験又は第四条の規定による申請その他の手続に係る手数料は、政令で定めるところにより、アメリカ合衆国通貨をもつて納付することができる。

第三章 各資格法に関する特例

第一節 土地家屋調査士法に関する特例

(土地家屋調査士法に関する特例)

第七条 沖繩の土地建物調査士に関する法令の規定による土地建物調査士となる資格を有する者で、第三条第一項第二号に掲げる試験を沖繩において最初に行なう日までに当該資格を取得したものは、土地家屋調査士法第三条の規定にかかわらず、土地家屋調査士となる資格を有する。ただし、同法第四条各号の一に該当する者については、この限りでない。

第二節 公認会計士法及び税理士法に関する特例

(公認会計士法に関する特例)

第八条 第三条第一項第三号に掲げる試験を沖繩において最初に行なう日までに沖繩の公認会計士に関する法令の規定により琉球政府が行なう第一次試験、第二次試験又は第三次試験に合格した者は、それぞれ公認会計士法第六条、第八条第一項又は第十条第一項に規定する第一次試験、第二次試験又は第三次試験に合格した者とみなす。

2 前項に規定する日までに沖繩の公認会計士に関する法令の規定により琉球政府が行なう第三次試験を受けた者のうち、当該法令に定める基準以上の成績を得たことにより筆記試験の免除を受けることができる者が、同日以後に公認会計士法第十条第一項に規定する第三次試験を受ける場合には、その申請により、その者が同日以後に沖繩の公認会計士に関する法令の規定による第三次試験を受けるとしたならば免除を受けることができる筆記試験の回数に相当する回数の同条第三項に規定する筆記試験を免除する。

3 沖繩の公認会計士に関する法令の規定による第三次試験の受験資格についての検定に合格した者及び昭和三十三年七月三十一日までに次の各号に掲げる職の又は二以上にあつてその職にあつた年数を通算して十四年以上になつた者は、公認会計士法第十一条の規定にかかわらず、同法第十条第一項に規定する第三次試験を受けることができる。

一 沖繩の計理士又は税務代理士に関する法令の規定による計理士又は税務代理士

二 沖繩の学校教育に関する法令の規定による大学における商学に属する科目の教授、助教授又は講師

三 沖繩の行政機関において会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当する職で大蔵大臣の指定するもの

四 公認会計士特例試験等に関する法律(昭和三十三年法律第二百三十三号)による改正前の公認会計士法第五十七条第二項各号に掲げる職

4 この法律の施行の日の前日までに沖繩の公認会計士に関する法令の規定による実務補習を受けた期間は、公認会計士法第十二条の規定による実務補習を受けた期間とみなす。

5 公認会計士法第十二条の規定による実務補習は、沖繩の公認会計士に関する法令の規定による公認会計士の事務所、その組織する団体その他大蔵大臣の認定する沖繩の機関においても行なうことができる。

6 沖繩の計理士に関する法令の規定による計理士として会計に関する検査又は証明の業務に従事していた期間は、公認会計士法第六十五条第二項の規定の適用については、計理士として会計に関する検査又は証明の業務に従事していた期間とみなす。

7 公認会計士法第四号各号の一に該当する者のほか、沖繩の公認会計士に関する法令の規定に

よる公認会計士又は会計士補となることができ
ない者は、公認会計士又は会計士補となること
ができない。

(税理士法に関する特例)

第九條 沖繩の税理士に関する法令の規定による
税理士となる資格を有する者(沖繩の弁護士又
は公認会計士に関する法令の規定による弁護士
並びに公認会計士及び外国公認会計士を除く。
は、税理士法第三條第一項の規定にかかわら
ず、税理士となる資格を有する。ただし、同法
第四條各号の一に該当する者については、この
限りでない。

2 沖繩の政府税(沖繩のとん税を除く。)又は市
町村税に関する事務に従事した期間は、税理士
法第三條第一項の規定の適用については、同項
ただし書に規定する事務に従事した期間とみな
す。

3 沖繩の税理士に関する法令の規定による税理
士試験を受けることができる者は、税理士法第
五條の規定にかかわらず、同法第六條に規定す
る税理士試験を受けることができる。

4 沖繩の税理士に関する法令の規定による税理
士試験において試験科目のうちの一部の科目に
つき当該法令に定める基準以上の成績を得たこ
とにより当該科目の試験の免除を受けることが
できる者は、税理士法第七條の規定の適用につ
いては、当該科目に類する同法第六條に規定す
る税理士試験の試験科目として大蔵省令で定め
る科目につき、同法第七條第一項に規定する成
績を得た者とみなす。

5 沖繩の税理士に関する法令の規定による税理
士試験の試験科目のうちの一部の科目につき試
験の免除を受けることができることとされる
職、業務又は事務に従事した者に対する税理士
法第八條の規定の適用については、大蔵省令で
定めるところにより、当該職、業務又は事務を
同上第一項第一号、第二号又は第四号から第九
号までに規定する職、業務又は事務とみなす。

6 沖繩の税理士に関する法令の規定による税理

士試験の試験科目のうちの一部の科目につき試
験の免除を受けることができることとされる学
位を授与された者又は沖繩の公認会計士に関す
る法令の規定による会計士補若しくは会計士補
となる資格を有する者は、税理士法第八條の規
定の適用については、大蔵省令で定めるところ
により、同法第一項第一号から第三号までに該
当する者とみなす。

7 次の各号の一に該当する者については、税理
士法第二十二條第一項の規定にかかわらず、大
蔵省令で定めるところにより税法又は会計学に
属する科目に関する講習の課程を修了した後で
なければ、同法第十八條の規定による税理士の
登録をしない。

一 第一項の規定により税理士となる資格を有
する者

二 前三項の規定の適用を受けて税理士法第三
條第一項第三号又は第四号に該当することと
なつた者

第三節 あん摩マッサージ指圧師、はり
師、きゆう師、柔道整復師等に関
する法律、理容師法、栄養士法、
クリーニング業法、美容師法、調
理師法及び理学療法士及び作業療
法士法に関する特例

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、
柔道整復師等に関する法律に関する特例)

第十條 沖繩のあん摩マッサージ指圧師、はり師
又はきゆう師に係る学校又は養成施設を卒業し
た者で、厚生大臣の定める基準により都道府県
知事が適当と認めたものは、あん摩マッサージ
指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関
する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)第
二條第一項の規定の適用については、同項に規
定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はき
ゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得し
た者とみなす。

(理容師法に関する特例)

第十一條 次の各号の一に該当する者は、理容師

法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第二條
第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の免
許を受けて理容師となることができる。

一 沖繩の理容師に関する法令の規定による理
容師試験に合格した者

二 沖繩の学校教育に関する法令の規定による
高等学校に入学することができる者又はこれ
とみなされる者のうち、沖繩の理容師に関す
る法令の規定により琉球政府が指定した理容
師養成施設又は当該理容師養成施設及び理容
師法第二條第一項の理容師養成施設において
同項の厚生省令で定める期間以上理容師たる
に必要な知識及び技能を修得した後、同項に
規定する実地習練を経た者であつて、更に都
道府県知事が行なう理容師試験に合格したも
の

三 前二号に掲げる者のほか、この法律の施行
の日において現に沖繩の理容師に関する法令
の規定による理容師の免許(琉球政府が指定
した外国において理容師の免許を受けた者
で、琉球政府が適当と認めたことにより理容
師の免許を受けたものに係るものを除く。第
三項において「沖繩の理容師免許」という。
を受けている者

2 理容師法第七條に規定する者のほか、沖繩の
理容師に関する法令の規定に違反した者又は当
該法令の規定による免許の取消しを受けた者に
は、前項の規定による理容師の免許を与えない
ことができる。

3 次の各号の一に該当する者で管理理容師とな
ろうとするものに対する理容師法第十一條の三
第二項の規定の適用については、「理容師の免許
を受けた後三年以上理容の業務に従事し」とあ
るのは、「理容師の免許(沖繩の理容師免許を
含む)を受けた後三年以上理容の業務(沖繩にお
ける理容の業務を含む)に従事し」とする。

一 沖繩の理容師免許を受けた者で第一項の規
定による理容師の免許を受けたもの
二 第一項又は理容師法第二條第一項の規定に

よる理容師の免許を受けた後沖繩において理
容の業務に従事する者

(栄養士法に関する特例)

第十二條 次の各号の一に該当する者は、栄養士
法第二條第一項の規定にかかわらず、都道府県
知事の免許を受けて栄養士となることのでき
る。

一 沖繩の栄養士に関する法令の規定により琉
球政府が指定した栄養士の養成施設(第三項
において「沖繩の養成施設」という。)又は当
該養成施設及び栄養士法第二條第一項第一号
の養成施設(第三項において「本邦の養成施
設」という。)において二年以上栄養士たるに
必要な知識及び技能を修得した者

二 沖繩の栄養士に関する法令の規定による栄
養士試験に合格した者

2 栄養士法第三條各号の一に該当する者のほ
か、沖繩の栄養士に関する法令の規定により栄
養士の免許を与えることができない者に対して
は、前項の規定による栄養士の免許を与えな
い。

3 沖繩の栄養士に関する法令の規定による栄
養士の免許(以下この項において「沖繩の栄養士
免許」という。)又は第一項若しくは栄養士法第
二條第一項の規定による栄養士の免許(以下こ
の項において「本邦の栄養士免許」という。)を
受けた者で次の各号の一に該当するものは、同
法第五條の四の規定にかかわらず、同法第五條
の三に規定する管理栄養士試験を受けることが
できる。

一 修業年限が二年である沖繩の養成施設を卒
業して沖繩の栄養士免許若しくは本邦の栄
養士免許を受け、又は修業年限が二年である本
邦の養成施設を卒業して沖繩の栄養士免許を
受けた後、栄養士法第五條の四第一号の厚生
省令で定める施設において二年以上栄養の指
導に従事した者

二 修業年限が三年である沖繩の養成施設を卒
業して沖繩の栄養士免許若しくは本邦の栄

士免許を受け、又は修業年限が三年である本邦の養成施設を卒業して沖縄の栄養士免許を受けた後、栄養士法第五条の四第二号の厚生省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者

三 修業年限が四年である沖縄の養成施設を卒業した者

(クリーニング業法に関する特例)

第十三条 都道府県知事は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第六条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者にクリーニング師の免許を与えることができる。

一 沖縄のクリーニング業に関する法令の規定によるクリーニング師の試験に合格した者

二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日において現に沖縄のクリーニング業に関する法令の規定によるクリーニング師の免許を受けている者(琉球政府が指定した外国においてクリーニング師の免許を受けた者で、琉球政府が適当と認めたことによりクリーニング師の免許を受けたものを除く。)

(美容師法に関する特例)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の免許を受けて美容師となることができる。

一 沖縄の美容師に関する法令の規定による美容師試験に合格した者

二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日において現に沖縄の美容師に関する法令の規定による美容師の免許(琉球政府が指定した外国において美容師の免許を受けた者で、琉球政府が適当と認めたことにより美容師の免許を受けたものに係るものを除く。第四項において「沖縄の美容師免許」という)を受けている者

2 美容師法第三条第二項及び第三項に規定する者のほか、沖縄の美容師に関する法令の規定に違反した者又は当該法令の規定による免許の取

消しを受けた者には、前項の規定による美容師の免許を与えないことができる。

3 沖縄の学校教育に関する法令の規定による高等学校に入学することができる者又はこれとみなされる者で、沖縄の美容師に関する法令の規定により琉球政府が指定した美容師養成施設又は当該美容師養成施設において同項の厚生省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後、同項に規定する実地習練を経たものは、同項の規定にかかわらず、美容師試験を受けることができる。

4 次の各号の一に該当する者で管理美容師となろうとするものに対する美容師法第十二条の第二項の規定の適用については、「美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し」とあるのは、「美容師の免許(沖縄の美容師免許を含む)を受けた後三年以上美容の業務(沖縄における美容の業務を含む)に従事し」とする。

一 沖縄の美容師免許を受けた者で第一項の規定による美容師の免許を受けたもの

二 第一項又は美容師法第三条第一項の規定による美容師の免許を受けた後沖縄において美容の業務に従事する者

(調理師法に関する特例)

第十五条 都道府県知事は、調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第三条第一項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に調理師の免許を与えることができる。

一 沖縄の学校教育に関する法令の規定による高等学校に入学することができる者又はこれとみなされる者で、沖縄の調理師に関する法令の規定により琉球政府が指定する調理師養成施設又は当該調理師養成施設及び調理師法

第三条第一項第一号の調理師養成施設において一年以上調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの

二 沖縄の学校教育に関する法令の規定による高等学校に入学することができる者又はこれ

とみなされる者で、調理師法第三条第一項第三号の厚生省令で定める施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した後、沖縄の調理師に関する法令の規定による調理、栄養及び衛生に関する知識及び技能についての試験に合格したもの

三 前二号に掲げる者のほか、この法律の施行の日において現に沖縄の調理師に関する法令の規定による調理師の免許を受けている者

2 調理師法第四条各号の一に該当する者のほか、沖縄の調理師に関する法令の規定により調理師の免許を与えることができない者に対しては、前項の規定による調理師の免許を与えない。

(理学療法士及び作業療法士法に関する特例)

第十六条 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)の施行の際に沖縄の同法附則第四項に規定する施設において医師の指示の下に理学療法若しくは作業療法を業として行なつていた者又は同法の施行の際に同項に規定する施設において医師の指示の下に理学療法若しくは作業療法を業として行なつていた者で沖縄において当該業務を行なうものに対する同項の規定の適用については、「病院、診療所その他の省令で定める施設」とあるのは、「病院、診療所その他の省令で定める施設(沖縄のこれらの施設を含む)」とする。

第四節 火薬類取締法、高圧ガス取締法、電気工事士法及び電気事業法に関する特例

(火薬類取締法に関する特例)

第十七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第三十一条第三項の規定にかかわらず、沖縄の火薬類の取締りに関する法令の規定による火薬類作業主任者試験又は火薬類取扱主任者試験に合格した者に対し、通商産業省令で定めるところにより、同条第一項又は第二項に規定する火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を交付することができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、火薬類取締法第三十一条第四項各号の一に該当する者のほか、次の各号の一に該当する者に対しては、前項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を行なうことができる。

一 沖縄の火薬類の取締りに関する法令の規定により火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 沖縄の火薬類の取締りに関する法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(高圧ガス取締法に関する特例)

第十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、高圧ガス取締法第二十九条第三項の規定にかかわらず、沖縄の液化石油ガスの取締りに関する法令の規定による液化石油ガス作業主任者試験又は液化石油ガス販売主任者試験に合格した者であつて通商産業省令で定める液化石油ガスの製造の作業又は販売に関する経験を有するものに対し、通商産業省令で定めるところにより、同条第一項に規定する高圧ガス作業主任者免状又は高圧ガス販売主任者免状を交付することができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、高圧ガス取締法第二十九条第四項各号の一に該当する者のほか、次の各号の一に該当する者に対しては、前項の規定による高圧ガス作業主任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付を行なうことができる。

一 沖縄の液化石油ガスの取締りに関する法令の規定により液化石油ガス作業主任者免状又は液化石油ガス販売主任者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

二 沖縄の液化石油ガスの取締りに関する法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることが

なくなつた日から二年を経過しない者

(電気工事法に関する特例)

第十九条 都道府県知事は、電気工事法(昭和三十三年法律第三十九号)第四条第二項の規定にかかわらず、沖繩の電気事業に関する法令の規定による電気工事に従事する者の免許を受けている者のうち、琉球政府が行なう講習で通商産業大臣が指定するものの課程を修了した者に対し、同条第一項の電気工事士免状を交付することが出来る。

2 都道府県知事は、電気工事法第四条第三項各号の一に該当する者のほか、沖繩の電気事業に関する法令の規定により電気工事の業務の停止の処分を受けている者に対しては、前項の規定による電気工事士免状の交付を行なわないことが出来る。

(電気事業法に関する特例)

第二十条 通商産業大臣は、電気事業法第五十四条第四項の規定にかかわらず、第三条第一項第九号に掲げる試験を沖繩において最初に行なう日までに沖繩の電気事業に関する法令の規定により琉球政府が行なう主任技術者資格検定(試験によるものに限る)に合格した者に対し、通商産業省令で定めるところにより、同条第一項に規定する主任技術者免状を交付することが出来る。

2 通商産業大臣は、電気事業法第五十四条第六項各号の一に該当する者のほか、次の各号の一に該当する者に対しては、前項の規定による主任技術者免状の交付を行なわないことが出来る。

- 1 沖繩の電気事業に関する法令の規定による解任命令により解任され、その日から一年を経過しない者
- 2 沖繩の電気事業に関する法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第五節 船舶職員法に関する特例

(船舶職員法に関する特例)

第二十一条 運輸大臣は、船舶職員法第四条第二項の規定にかかわらず、第三条第一項第十号に掲げる試験を沖繩において最初に行なう日としてその種別ごとに運輸大臣が指定する日までに沖繩の船舶職員に関する法令の規定により琉球政府が与えた海技従事者の免許を有する者に対し、運輸省令で定めるところにより、海技従事者の免許を与えることが出来る。

2 船舶職員法第六条に規定する者のほか、次の各号の一に該当する者には、前項の規定による海技従事者の免許を与えない。

一 沖繩の船舶職員に関する法令又は沖繩の海難審判に関する法令の規定により業務の停止の処分を受けている者

二 船舶職員法第五条第一項に規定する甲種船舶通信士、乙種船舶通信士又は丙種船舶通信士の資格に係る免許にあつては、運輸省令で定める電波法第四十条第一項の無線従事者の資格について同法第四十一条第一項の免許を受けていない者

第六節 電波法及び公衆電気通信法に関する特例

(電波法に関する特例)

第二十二條 郵政大臣は、電波法第四十一条第二項の規定にかかわらず、第三条第一項第十二号に掲げる試験を沖繩において最初に行なう日としてその種別ごとに郵政大臣が指定する日までに沖繩の電波に関する法令の規定により琉球政府が与えた無線従事者の免許を有する者に対し、郵政省令で定めるところにより、無線従事者の免許を与えることが出来る。

2 電波法第四十二条各号の一に該当する者に対しては、前項の規定による無線従事者の免許を与えないことが出来る。

3 第一項の規定による無線従事者の免許を受けた者が、琉球政府から受けた免許による無線従事者として業務に従事していた期間は、電波法第五十条第一項及び第二項の規定の適用について

ては、琉球政府の免許に係る資格に応じ郵政省令で定めるところによりこれらの規定に規定する第一級無線通信士又は第二級無線通信士として業務に従事していた期間とみなす。

(公衆電気通信法に関する特例)

第二十三条 日本電信電話公社は、公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第五十二条第一項(同法第五十五条第八項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、沖繩の電気通信に関する法令の規定により電話交換取扱者又は工事担任者としての資格の認定を受けた者に対し、日本電信電話公社が定めるところにより、同法第五十一条第一項又は第五十五条第七項の認定を行なうことが出来る。

2 前項の規定による認定を受けた者又は公衆電気通信法第五十一条第一項若しくは第五十五条第七項の認定を受けた者が、沖繩において構内交換電話若しくは地域団体加入電話の交換設備による交換又は公衆電気通信設備の設置(以下この項において「交換等」という)に従事した場合に、同法第五十三条第三項(同法第五十五条第八項において準用する場合を含む)の規定の適用については、交換等に従事したものとみなす。

第七節 社会保険労務士法に関する特例

(社会保険労務士法に関する特例)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士法第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

- 一 沖繩の弁護士に関する法令の規定による弁護士となる資格を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、社会保険労務士となるにふさわしい知識及び能力を有すると認められる者で政令で定めるもの

第八節 測量法、建築基準法、建築士法及び宅地建物取引業法に関する特例

(測量法に関する特例)

第二十五条 第三条第一項第十四号に掲げる試験

を沖繩において最初に行なう日までに沖繩の測量に関する法令の規定により琉球政府が行なう測量士試験又は測量士補試験に合格した者で、国土地理院の長が行なう講習の課程を修了したものは、それぞれ測量法第五十条第五号又は第五十一条第四号に規定する測量士試験又は測量士補試験に合格した者とみなす。

(建築基準法に関する特例)

第二十六条 第三条第一項第十五号に掲げる資格検定を沖繩において最初に行なう日までに沖繩の建築基準に関する法令の規定により琉球政府が行なう建築主事の資格検定に合格した者は、建築基準法第五条第一項に規定する建築主事の資格検定に合格した者とみなす。

(建築士法に関する特例)

第二十七条 沖繩の建築士に関する法令の規定による一級建築士試験で第三条第一項第十六号に掲げる試験を沖繩において最初に行なう日までに琉球政府が行なうもの又は当該法令の規定による二級建築士試験に合格した者(それぞれ選考により当該法令の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けることが認められた者を含む)は、建築士法第四条の規定にかかわらず、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることが出来る。

2 建築士法第七条各号の一に該当する者のほか、沖繩の建築士に関する法令の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を与えないこととされる者には、前項の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を与えない。

3 建築士法第八条各号の一に該当する者のほか、次の各号の一に該当する者には、第一項の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を与えないことが出来る。

- 一 沖繩の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 沖繩の建築士に関する法令の規定に違反して、又は沖繩において建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者

4 沖縄に住所を有する一級建築士に対する建築士法第五条第四項の規定の適用については、同項中「住所地の都道府県知事を経由して」とあるのは、「日本政府沖縄事務所所長の経由して」とする。

5 沖縄の建築士に関する法令の規定による二級建築士として四年以上の実務の経験を有する者は、建築士法第十四条の規定の適用については、同条第三号に該当する者とみなす。

(宅地建物取引業法に関する特例)

第二十八條 沖縄の土地建物取引業に関する法令の規定による土地建物取引員試験に合格した者で、建設大臣が行なう講習の課程を修了したものは、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十一条の二第一項に規定する宅地建物取引主任者資格試験に合格した者とみなす。

2 次の各号の一に該当する者は、宅地建物取引業法第十一条の二の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するものとみなす。

一 沖縄の土地建物取引業に関する法令の規定により土地建物取引業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合には、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものを含む)。

二 沖縄の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられ、又は沖縄の土地建物取引業に関する法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第九節 消防法及び行政書士法に関する特例

(消防法に関する特例)

第二十九條 都道府県知事は、消防法(昭和二十

三年法律第八十六号)第十三条の二第三項の規定にかかわらず、沖縄の消防に関する法令の規定による危険物取扱主任者免許を受けている者(当該免許の停止の処分を受けている者を除く)のうち、琉球政府が行なう講習で自治大臣が指定するものの課程を修了した者に対し、自治省令で定めるところにより、同条第一項に規定する危険物取扱主任者免状を交付することができる。

(行政書士法に関する特例)

第三十條 沖縄の行政書士に関する法令の規定による行政書士となる資格を有する者で次の各号の一に該当するものは、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第二条の規定にかかわらず、いずれの都道府県においても行政書士となる資格を有する。

一 沖縄の弁護士、公認会計士又は税理士に関する法令の規定による弁護士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者

二 琉球政府又は沖縄の地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して十二年以上(沖縄の学校教育に関する法令の規定による高等学校を卒業した者その他当該法令の規定による大学に入学することができる者にあつては、九年以上)になる者

2 沖縄の行政書士に関する法令の規定による行政書士試験を受けることができる者は、行政書士法第三条の規定にかかわらず、同法第四条第一項に規定する行政書士試験を受けることができる。

3 沖縄の行政書士に関する法令の規定による行政書士の登録を受けている者は、重ねて行政書士法第六条第一項の規定による行政書士の登録を受けることができない。

4 行政書士法第六条第五項の規定は、沖縄の行政書士に関する法令の規定による行政書士試験に合格して当該法令の規定による行政書士の登録を受けた者について適用する。

第四章 雑則

(免許等の処分についての琉球政府への通知)

第三十一條 沖縄の免許資格者に対して本邦の免許資格に係る免許(これに類する処分を含む。次条第一項において同じ。)又は登録をした場合には、これらの事務を管理する行政庁又は団体は、その旨を内閣総理大臣を経由して琉球政府に通知するものとする。

(免許等の取消し)

第三十二條 沖縄の免許資格者が、本邦の免許資格に係る免許又は登録を受けた後において、沖縄の法令の規定に基づく免許資格が不正の事実に基づいたことその他当該法令の規定に基づく免許資格を付与されないこととされる要件に該当したことを理由とする取消し(登録の抹消その他政令で定める処分を含む。以下この条において同じ。)を受けた場合には、当該免許又は登録に関する事務を管理する行政庁又は団体は、当該免許又は登録の取消しをし、その旨を内閣総理大臣を経由して琉球政府に通知するものとする。

2 沖縄の免許資格者が、本邦の免許資格に係る登録を受けた後において、沖縄の当該免許資格に関する法令の規定により沖縄の免許資格者となることができないことが判明した場合又は当該資格を有しないこととなつた場合には、当該登録に関する事務を管理する行政庁又は団体は、当該登録の取消しをすることができる。

3 第一項の規定による取消しは、琉球政府の通知に基づいて行なうものとする。

(主務省令への委任)

第三十三條 別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第一項及び第四項から第七項までの規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 総理府設置法の一部を次のように改正する。
第十三条第一項に次の一号を加える。

六 沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第 号)の規定による免許資格試験又は申請に関する事務を行なうこと。

第十四条第四項中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。

理由

沖縄と本土との一体化に資するため、沖縄が復帰するまでの間における暫定措置として、沖縄において本邦の免許資格に関する試験を行なうとともに、沖縄の免許資格者に対して本邦の免許資格を付与するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○床次國務大臣 ただいま議題となりました沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、沖縄の本土復帰の日に備えて、本土と沖縄の一体化をはかり、沖縄住民の経済的、社会的福祉を増進するための各般の施策を講じてきたのでありますが、今回、これら施策の一環として、沖縄と本土との各種免許資格の一体化につき成案を得ましたので、ここに法律案を提出することとした次第であります。

この法律案による免許資格の一体化措置の趣旨とするところは、沖縄が復帰するまでの暫定措置として、本邦の免許資格にかかる試験を沖縄で行ない、また沖縄の免許資格者に本邦の免許資格を与えることにより、沖縄が復帰する際に起こる摩擦をできる限りなくそうとするものであります。

沖縄と本邦の免許資格制度の間には、その趣旨または運営において現に相違のあるものもありますので、これら諸般の事情をしんじやくいたしま

して慎重に検討した結果、政府といたしましては、さしあたり、司法試験、公認会計士試験等十八種類につき本邦の試験を沖縄で行ない、また、土地家屋調査士、公認会計士等二十七種類につき沖縄の免許資格者に本邦の免許資格を与える等、特別の措置をとることとしたのであります。沖縄の免許資格者に本邦の免許資格を与えるに際し、税理士等の場合に見られるように沖縄と本土との制度に若干の相違のある免許資格につきましては、一定の講習の受講を条件として与えることといたしております。

また、この法律案で措置したもののは、立法措置によらず、政令以下の命令によって免許資格の一体化措置を講ずることが出来るものにつきましては、必要な準備が整い次第逐次実施してまいりる考えであります。

次に、免許資格の一体化のために必要な手続につきましては、沖縄において行なう本邦の試験にかかる願書の受理または沖縄で本邦の免許資格を得るための申請に関する事務を日本政府沖縄事務所で行なうこととする等、沖縄における受験者、申請者の便宜をはかった次第であります。このような本土政府の措置に対応して、琉球政府においてもかかるべき措置がとられることになっております。すなわち、日米琉三政府の代表をもつて構成され、那覇に設置されております琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会は、昨年六月四日日本政府及び琉球政府の免許資格の一体化の必要性を認め、高等弁務官に対し必要な措置をとるべき旨を勧告いたしており、琉球政府としては、本土政府の措置と並行してこの勧告の内容を実現するための必要な措置につき鋭意検討を進めていると承知いたしております。また、この法律施行のために必要な各種の通知、試験の広報等の行政措置につきましても、琉球政府の協力を得て行なうことといたしております。

最後に、今回措置いたしましたものの以外の免許資格につきましても、条件が整備され次第順次本法律案第三条の規定に基づき政令で指定し、または

所要の立法措置をとることにより、本土と沖縄との免許資格の一体化の促進をはかってまいる所存であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○中村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○中村委員長 次に、北方領土問題対策協会法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川一郎君。

○中川（一）委員 佐藤総理が沖縄に参りまして、沖縄の返還なくして日本の戦後はないという名せりふを吐かれました。自来、沖縄問題は非常な話題を呼び、明るく見通しもあるのではないかといいところまで来たことは、まことに御同慶にたえないところであります。その陰に隠れて、沖縄問題より以上大きな北方問題が今日まで等閑視されてきたことは、まことに遺憾であり、この問題を解決せずしてまさに日本の戦後はないという感じがいたすわけであります。

そういう背景の中に今回北方領土問題対策協会法案が提案されたということは、その一歩前進としてこれまた同慶にたえないところであります。しかしながら、沖縄問題に比べて北方問題に対しては、政府当局はまだ冷やかかなものがあるような感じがいたすわけであります。基本的に、外交問題でありますから相手があり、なかなかむずかしい問題ではあると思えますけれども、国内でできる措置が、まだ十分なされていないような感じがいたすわけであります。

それらの点について政府の見解をこの際お尋ねいたしたいと思っておりますが、まず領土問題について、日本政府としては、歯舞、色丹はもちろんのこと、国後、択捉までが日本の固有領土であるという見解をとっておると思っております。

が、この点については間違いがないか、まず確認をいたしたいと思います。

○床次国務大臣 御意見のとおり、歯舞群島、色丹、国後、択捉、この四つの島はわが国の固有の領土でありまして、なおその法的根拠をいたしましても、この四つの島は、日魯通好条約以来わが国が治めるところでありまして同時に、今日まで一度も外国の施政下にあつたことがない。また、地理的に、伝統的に、歴史的に、文化的に申しまして、わが国とのつながりが非常に深いのであります。また、平和条約第二条におきましても、いわゆる北千島等はこれを放棄いたしておりますが、この四つの歯舞群島、色丹、国後、択捉につきましては、本土の固有の領土といたしまして放棄せず、そのまゝわが国の固有領土として取り扱って保有しておる次第でありまして、したがって、御意見のとおり、この四つの島は、本来の固有の島としてわれわれはまず返還に努力いたしたいと考えておる次第であります。

○中川（一）委員 関連をいたしますので、固有の領土という場合、沖縄の島もやはり固有の領土、いまの四つの島と同じ考え方でよろしいわけですか。

○床次国務大臣 沖縄は、やはり固有の日本の領土でございます。ただし、現状におきましては、平和条約三条によりまして施政権がアメリカにあるという差があるわけで、領土としましてはわが国の領土、すなわち潜在主権を持つておるといわれるゆえんであります。

○中川（一）委員 そういった場合、日本の面積というのはいくつからどこまでを言うのか。私は、固有の領土であるならば、沖縄も含めていまの四つの島の面積も入って日本の領土という感じがいたすのですが、日本の面積とは一体どこどこをさしておるのか。その中に沖縄、そして北方領土、四つの固有の領土が入っておるかどうかが、この点、どこが担当か、建設省かどこかだと思いますが、この点についてお伺いをいたしたいわけであります。

○山野政府委員 御指摘のように、わが国の固有の領土である北方領土、沖縄は、わが国の面積の中に入るべきものと考えております。ただ、従来は、ただいま長官から御答弁がありましたように、施政権をアメリカに渡しておる地域である沖縄、それからソ連が不法に占拠しておる北方領土については、必ずしもその点明確に面積が明示されていなかったという問題がありまして、目下国土地理院を中心として関係各省で検討いたしておるわけでありまして、詳細は国土地理院のほうから御答弁申し上げます。

○村岡説明員 ただいまのことについて少し説明させていただきます。

その前に、国土地理院で面積を算定しました「全国都道府県市区町村別面積調」という調査を出しております。この経緯を先にお話ししたほうがおわかりになっていただけると思っております。簡単に説明させていただきます。

私どもで出しておりますこの調査は、もともとは戦前内閣統計局が、当時の陸地測量部の指導のもとで調査を作製しておりました「全国市町村別面積調」という調査がございまして、昭和十年に作製されたものがわれわれの手元に残っております。戦後において、昭和二十五年に国勢調査が行なわれたときに、この古い調査を基礎にして、その後のいろいろな変化を加えて調査を作製いたしました。それから昭和三十年、その次の国勢調査には、当時発行していった五万分の一地形図から市町村別に面積を新しく、地図の上でございまして、測定し直しまして、調査を作製したわけでありまして、なお下つて三十五年も同様のことをしたわけでありまして、それ以降は、毎年市町村の異動を補正しつつ、当該年度の資料として現在に至っているわけでありまして、そのつくり方は、われわれが刊行しております五万分の一の地形図をもとにしまして、その上でプランメーターという面積をはかる器械がございまして、それで

○中川(一)委員 それは間違いないか。私たちの聞いたところではそうならぬ。無責任なことを言ってもらっちゃ困るのです。よく地図を持ってこなかったから、その点あれですけれども……。

○宮野説明員 ここに二冊持ってきてまいりましたので、ごらんいただきたいと思ひますけれども、

〔宮野説明員、中川(一)委員に地図を示す〕
ただ、図が小さいのでおわかりにくいと思ひますけれども……。

○中川(一)委員 これは色を塗ってありますけれども、日本列島の端からは地図の外に出ちゃつてゐるのです。地図は半分しか載っていない。

○宮野説明員 その地図のこちらのほうに……。これはここに書く技術的に図がおさまらないという、印刷的な問題だと思ひます。

○中川(一)委員 それからもう一つ。この地図は、なるほど本土並みの扱いになっております。これは訂正いたしますが、全部の教科書はこうなっておりますか。

○宮野説明員 私どものほうでは、目の届く限りそういう方針でやっております、全部そうなっておりますが……。

○中川(一)委員 これは最近世論が出てきたのでこうなったのか、戦後ずつと学校の教科書はこゝうに統一してきたのか、その点はどうなっておりますか。

○宮野説明員 戦後ずつとそうならぬわけではございません、実はだいたい前の時点におきましては、不十分な教科書もあったことは事実であります。最近十年ぐらゐそういう方針で統一してやっております。

○中川(一)委員 やつぱりあなたはうそを言っている。表紙のほうはそうならぬけれども、ここのほうの土地利用関係のほうへいくと、樺太の色と国後の色と同じ色にしてある。この辺もおかしい。

○宮野説明員 私のほうで検定をいたします場合に、先ほど申し上げましたように領土の色を赤色で表示することにつきましては、先ほど申し上げたとおり、わが国の領土はどの部分も同じ取り扱いをしるという方針でやっております。ただ、先生の御質問のあたりのほうにあります土地利用図といふようなのは、地図帳におきましては通常特図と言つておりますが、そういう特図のところになりますと、資料等が不足な場合がございます、必ずしも本土と同じような表示を要求してはおりません。

○中川(一)委員 あつちこつちの地図を見ますと、この前私の見た地図等はまことに領土意識がない。日本の領土はこゝまでなんだ。ソビエトの地図は、もう地図の色よりも境界線のほうが色濃くガギッと引いてある。日本の地図は、そのようでもあるし、ないようでもあるし、わけわからぬような全く領土意識のない地図であります。表面のほう、あるいはところどころの択捉、国後を含めて、北方領土が日本の島のように書いてあるところもあります、そうでないところもある。特に沖繩の問題になります、境界線は沖繩をはずして、ガギッと太い線で書いてある。これは一体どういふことなんでしょうか。

○宮野説明員 ただいま御指摘の線は県の境の線だと思ひますが……。

○中川(一)委員 そうすると、領土の境はどこに書いてあるのですか。——まあいいや。それは教科書検定課長、この次まで保留いたしますが、学校の先生方が生徒に教える場合には、歯舞、色丹、国後、択捉は日本の領土であると言つて教えているのか。一説によると、日教組の先生方は、あれは日本が不法な戦争をしたのでソビエトに取られたのはあたりまえであつて、日本の領土ではありませぬという教育をされておるといふことをあちらこちらで聞くのですが、それは現実に聞いておる。子供についてそういう教育を受けた人がいる。その点についてどういふ方針を文部省がとっておるか。

○宮野説明員 学校教育におきまして、どういふ方針で領土を取り扱うかという御質問でございますが、一般的に申し上げますと、文部省のほうで小学校から高等学校まで学習指導要領といふのを定めておまして、その学習指導要領の線に沿つて教育をするようにというになつておるわけでございます。それで学習指導要領では、実はこれは大筋のことをきめてあるだけでありまして、領土の問題は、領土はこゝからこゝまでが日本の領土であるといふようなことまで、詳しくは学習指導要領等ではもちろんきめてないわけでございます。

そこで、具体的に私どものほうでやっております教科書で、一、二の例で申し上げますと、私どものほうで取り扱つております検定では、先ほど申し上げました地図の場合と同じように、歯舞、色丹、国後、択捉といふのは日本領土という考え方でおりますので、そのことにつきましては日本領であるといふことで検定を行なつておるわけでございます。したがしまして、教科書におきまして歯舞、色丹、国後、択捉、あの方面のところの記述が出てくる場合には、これは日本領土であるといふふうに記述されております。

一つの例を申し上げますと、その辺が一番詳しく出ておりますのは中学校の社会科の地理の本でございますが、これは抜き刷りでございますが、千島列島は大小三〇あまりの島からなり、戦後ソ連に占領されているが、択捉島・国後島・歯舞諸島などの島々は日本固有の領土であるので、その返還を要求している。これは中学校社会科地理のある社の教科書の記述でございますが、大体はかの社も、歯舞、色丹等につきましてはそういう考え方でなつておると思ひます。

○中川(一)委員 これは沖繩についてはどういふ考え方をしておるわけですか。

○宮野説明員 沖繩につきましては、先ほど申し上げました国後、択捉等と同じように日本の固有の領土であるといふ方針でございますし、社会科の地理の教科書にもそのことが明記されております。

○中川(一)委員 それはひとつ徹底をしてもらつて、いやしくも学校の先生が日本人である以上は、歯舞、色丹、択捉、国後は日本が戦争してソビエトに取られるのが当然だといふような教育がないように、なければいけないやうな教育が、われわれの耳に入つてこないやうに今後やつてもらいたいといふことが一つ、もう一つは、地図についてはなるほど大見出しのところには択捉、国後まで入つておりますが、小さなところへいくと大体忘れてしまつておる。ソビエトの地図を見ますと、

どんなものでも、気象問題でもあるいは地質の問題を扱つたやつでも、ガギッと色丹、歯舞まで入れて、ここからが境界線であると太い線が入つております。あなたは検定課長として地図はめんどろくさいかもしれぬが、表紙だけは入つてゐるけれども、中へ入つていくと、択捉、国後がはずされておる。この点については、やはり領土意識からいって、資料のないものはしかたないとしても、地図の上にはがっちり残しておいてもらいたいと思ひますが、今後の方針をお尋ねしたい。

○宮野説明員 私どもの方針は、先ほど申し上げましたとおり、御質問のありました国後、択捉までが日本領であるといふ考え方で検定を行なつておりますので、今後その点につきましては堅持してまいりたいと思つております。それから先ほど申し上げましたように、いろいろいわれる特図関係になりますと、資料等特にごさいますので、そういう意味で必ずしも出てないところがあるが、できるだけ改めたいと思つております。

○床次國務大臣 ただいまの御意見とおりでありまして、文部省といたしましては検定の際には確かに注意をしておると思ふ。しかし、一般市販のものは少なからぬのでありまして、その市販のものにつきましてはこの点誤つたものがあり得ると考へておまして、実際にあるやうに私も見ておりますので、こういうものに対しましては行政指導でもつてできるだけ徹底させていきたい。さういふ意味の思想宣伝等におきましては、やはり

新しい団体等が思想宣伝、啓蒙等にも私は大いに役立つのじゃないか、政府といたしましては各省とよく連絡いたしまして、その趣旨のはっきりいたしますように努力いたしたいと思う次第であります。

なお、検定につきましても、やはり古く検定したものでその後のものは直ってないものもあるのじゃないか、特に北のほうにつきましてもは十分ではないかと思うのでありますが、この点につきましては、すでに各省の連絡協議会を開きまして、徹底させるようにいたしております。今後とも私は、こういう問題がやはり北方領土返還運動に対して大事な基礎づくりであると考えております。

○中川(一)委員 時間がないようですが、これはほんとうに改めてもらいたいと思うのです。ソビエトの地図を見ましても、ソビエトの地図の境界線、ソビエトとアジアの付近に書いてあります。朝鮮との間には、太い線でもってここが国境だと海の中に書いてあります。ところが千島列島にいくと、どこが国境なのか一つも書いてない。樺太の境界にも入ってない。これではソビエトからつけねられるのは当然なんですよ。一、二カ所赤い線が書いてあるからけつこうだなんというような簡単なことでもって、ソビエトから領土を返してくれということとは言えないと思う。だから今回、この領土をつくったことはまことにけつこうであります。こういうところから姿勢を改めていかなければ国民的な世論も出てまいりませんし、相手に対する圧力も出てこない。ひとつ文部省あたりはしっかり地図のことをやってもらいたし、地理院は技術屋だからいいけれども、政治的に考えるとその後修正できませんから、地図からはずしてありますというふうなことは、国民も納得いたさないところであります。

いろいろありますが、このことについて最後にもう一点。自治省も、日本の領土であるにもかかわらず、われわれが毎年平衡交付金なり何なり(「いま平衡交付金というものはないよ」と呼ぶ者

あり)特別交付税その他いろいろとお願いしてきましたが、むざんにも削ってきた。この点の過去の振り返り、これから一体どういう姿勢で臨むのか。若干の金の問題ではないのです。日本国民としての悲願であるところからいくなれば、当然ほかの地域以上に考えるべきだと思わが、自治省の見解をたします。

○佐々木説明員 地方交付税は、市町村なり都道府県なりの地方団体の標準的な財政需要、収入を計算いたしまして、その必要な財源を保障するという制度でございます。したがって、現在この北方地域の諸島のうち歯舞諸島は除きまして、国後、択捉、色丹島につきましても、現在これらの市町村にも属しないということになっております。そこに地方団体がいないという意味で、この地方交付税の計算が行なわれておられない。また現在、通常の行政経費を必要としておられないということになっておりますので、普通交付税の計算はしておられないわけでございます。ただ、現実問題として、北方領土復帰対策であるとか、あるいは北洋の安全操業対策でありますとか、あるいは拿捕船対策といったような諸経費につきましても、関係地方団体につきまして特別交付税の算定は行なっておるわけでございます。

○中川(一)委員 その点は、根室市に択捉、国後が入ってこないというところから計算できない技術的な問題はありますけれども、これは技術的な問題として解決すべきことではなくして、実際千島から引き揚げてきた人の事務は、根室市がかわってやっておるわけなんです。そういう実態もあり、領土の中に含んでおるという意思をあらわすために、北海道に助成するものは北海道に、根室市にできるものはできるように拡張解釈をしてやるべきであるというふうに思いますので、最近はそのいう方向でやってくれているということでありま

て、自治省を代表して決意のほどを伺いたい。

○佐々木説明員 国後、択捉等の島が根室市に属するかどうかという点につきましては、これは地方団体の構成に関する問題でございます。そういう意味におきまして、地方団体の面積の中に加えるかどうかという点につきましては、非常に現在の地方自治法上から問題があるだろう。ただ、これらの諸島に關します行政経費が、どういう形でどういう地方団体に要するかということになりますと、それぞれ必要な経費については十分算定されますように、私どもとしましては将来とも検討してまいりたい、かように考えております。

○中川(一)委員 それでは時間もまいりましたので以上をもって終わりますが、その他財産の問題、戸籍の問題、当然日本の領土としてなされるべき事務がなされておられない、これらの点については同僚委員から、あるいはまた私もあらためて御質問したいと思いますが、床次長官、こういうことについては、今度の協会法案もまことにありがたいことではあります。やはり国内でできることはどんどん進めていくという姿勢をとっていただきたいことを要望いたします。

以上をもって質問を終わります。

○中村委員長 関連して発言を求められておりますので、この際これを許します。井上泉君。

○井上(泉)委員 文部省に。いま中川委員からの質問の中に出ておった学校教育における沖縄あるいは北方領土の問題に対する取り扱い方について、これは小学校一年から中学校、高校、それぞれの社会科で、沖縄、北方領土の問題に關してどういうふうな社会科の教科書の中に書かれているのか、それを取りまとめた資料として出してもらいたいと思うのですが、その資料提出についての文部省としての意見を聞きたい。

○宮野説明員 資料提出でございますか。

○井上(泉)委員 そうです。出せるでしょう、すぐといってもきょうでなくでもいいですよ、あしたでも。

○宮野説明員 実は私、所管でございませんで、学習指導要領で小学校から中学校、高等学校……。

○井上(泉)委員 学習指導要領じゃないですよ。教科書の中に書いてあるから、三年の教科書では沖縄の問題はこう書いてあるのだという、その書いてあるものを出したらいのですから、簡単なものです。

○宮野説明員 では提出いたします。

○井上(泉)委員 それでは、その資料の提出を委員長の方からも要請していただいて、その資料をもとにして後日質問させていただきます。

○床次國務大臣 先ほど中川委員から御意見がありました。政府といたしましては全く同感でございます。すでに各省の連絡協議会におきまして話題といたしてそれぞれ検討いたさせることになっておりますが、まだ実行ができておるものもあるかと思うのであります。御趣旨に沿っていただけるか、各省のできまことにについてはやっています。なお、一般の普及宣伝等の問題につきましては、新しい団体が担当いたしますが、その団体が発足したすまでは、やはり従来それぞれ北方問題を担当いたしました北方協会あるいは南方同胞援護会等がありますので、十分遺憾のないように努力を続けたいと思います。

○中村委員長 箕輪君。

○箕輪委員 北方領土復帰の実現は、戦後二十四年にわたって、引き揚げ島民はもとより、国民のひとしく悲願としてきた最も重要な国家的課題でございます。今回政府は、北方領土の早期復帰の実現と領土問題未解決のために起こるところの諸問題解決のために内政的措置を整備する方針のもとに、昨年十一月、田中前総務長官の北方領土視察に伴い、政府部内に北方問題各省連絡会議設置の閣議決定をされてこれに対処する一方、特殊法人、仮称北方領土問題対策協会を設立いたしました。広く国民に啓蒙するとともに、北方領土諸問題の解決を促進されようとして立法化の提

案を見たところでございます。

私は、昨年の四月二十二日に本委員会におきまして、北方領土問題に対処するために特殊法人の単独立法化について政府にお尋ねいたしましたのでありますが、その趣旨に賛同して前向きに検討する旨の御答弁をいただいたのであります。そうした観点と経緯から、この法案の目的なり、また御提出については心から賛意と敬意を表する次第であります。そこで、特殊法人の計画するところの業務の範囲などを中心といたしまして、お尋ねいたしたいと思う次第でございます。

まず第一に、従来政府は、北方地域の諸問題については特殊法人南方同胞援護会にもつばら処理させていたのであります。すなわち、南方同胞援護会は、沖繩、小笠原など南方諸島に関する諸問題について調査研究、啓発宣伝を行なうとともに、同地域に居住する日本国民の援護措置を講じ、あわせて施政権返還などについても民間運動を推進するため、昭和三十一年十一月十五日財団法人として設立されたのであります。その後この会の重要性が認識されまして、翌三十二年六月一日南方同胞援護会法の制定によって、昭和三十三年九月一日から特殊法人として発足を見たものであります。さらに、昭和三十四年三月二十日南方同胞援護会法が一部改正されまして、その附則をもって、業務に関する暫定措置として、政令で定める北方地域に

関しても南方と同種の業務を行なうことができることとなったのでございます。自來十年間、もつばらこの南方同胞援護会で北方の諸問題に対処するという施策がとり進められてまいったのであります。今回新しい法案を見ますときに、大筋はこの従来の南方同胞援護会の北方関係事業を承継したとこと、昭和三十六年北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づいた北方協会の事業をそのまま承継し、この二つを合わせて北方領土問題対策協会という新しい人格を設置する、このように私は理解いたしておるのであります。そこで、新法人は十月一日設置の予定と承知いたしておりますけれども、その事業などの内容

に、この二つの団体が従来実施してきたものと異なる格別違ったものがその事業の範囲の中で見られないのであります。全くこの従来の二つの団体が行なってきたものを一つに取りまとめた、そういうふうな解釈しておりますが、その二つの事業が行なつた以外の何か新しい、特記するような格別のものが範囲の中で見られないのであります。

したがって、初年度ということもありましようけれども、予算の面で見ても一千八百万円、上半期における南方同胞援護会の北方関係費を含めてみましても、わずか二千四百万円程度と承知しておるわけでありまして、管理費を除くとほとんど事業として実施するものがないのではないかと私どもは心配するのであります。それでは国民の要望するところの、全国的規模から見たところの北方領土復帰運動なり広範かつ多角的な北方領土諸問題の処理は不可能で、とうてい所期の目的は期待し得ないのではないかとこのように憂慮いたしておるのでございますけれども、この点について、簡単に申し上げますから、ひとつ御説明をいたしたいと思うわけでありまして、

○床次国務大臣 お説のとおり、従来ありました南方同胞援護会並びに北方協会の業務といたしましたものをそのまま吸収しておるわけでありまして、しかし、特に政府が北方という名称を冠しまして、そうして事業をいたすということ、これは本格的に北方領土問題に取り組む姿勢を示しておるものと思ふのであります。なお、本年度は初年度でありますので、その予算は必ずしも多いとはいえないと思ふのであります。今後やはり独自の立場に立つて事業を行ない、またそういうふうな発展すべきものと考へておる次第でありまして、従来足らなかつたものに對しまして拡充強化することとはもとより、必要と考へられます事業につきましましては、今後とも十分検討してまいりたいと思つておる次第であります。

○箕輪委員 それでは次に、この新しい協会の事業、すなわち、法案の中に書いております業務実施に要するところの経費について伺いたいと思ひま

すが、申すまでもなく、特殊法人は国策上あるいは公共の利益のために設置されるものでありますから、南方同胞援護会法の第二十八条に書かれております「国は、必要があるとき認めるときは、政令の定めるところにより、援護会に對し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも援護会に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を貸し付けることができる。」、はつきり国が補助金を出せるということが明示いたしてゐるのであります。

しかし、今度の新しい法律案では、監督命令などはいたしますが、助成については何ら規定されてないのはどのような方針でございましょう。このことについて、主務省令をもって、経費の国庫補助金あるいは一般寄付金、指定寄付金または通常の条件よりもこの協会に有利な条件の貸し付け金及びその他財産の貸し付けなどを省令によつて明示したいと思ふのであります。これでは南方同胞援護会法に示すところの国の積極的な財務に関する姿勢から著しく後退したものと私どもは考へなければならぬ、かように思ふのであります。これに對する御見解をいたしたいと思ひます。

○床次国務大臣 今回の協会法におきましては、補助に對する規定を欠いておるのであります。したがって、一見いたしますと、御指摘のように、今後の事業において非常に不安定じやないかという御意見をもちになつておるものであります。これは最近の、実は事務的なものとしてお考へをいただきたいと思ひますが、法制局の立法例等におきましては、こういうふうな事業を特殊法人として設立して実行させますものに對しまして予算を補助いたします際に、一々法律的规定を設けなくても、その性質上、当然これは国から予算を出して補助を執行させるということに解釈をいたし、そういうふうな取り扱いをするようにいたしました。したがって、この法案におきましては、ただいまのような補助規定を欠いておるわけでありまして、しかし、内容におきましては従

来と少しも変わらない運営、またその精神でもつて取り扱つてまいる考へであります。

○箕輪委員 もう一度、くどいようでありますがお尋ねいたしたいと思ひます。従来と少しも変わらないんだ、こういう御説明であります。従来は、いま言ったように国の補助ということがはつきりと明示されておりますし、今度は明示をされていない。どうなるんだかわからない。たとえば、いままで北方領土問題の対策のために北海道や根室市が多額の金を出してあります。それらと比べてみて、国の四十四年度の予算なども非常に少ないわけではございません。そういうふうな考へてみますと、やっぱり国は、こういうふうな一つの新しい立法によつて新しい協会をつくるのだけれども、従来と変わらないとすれば、何かやろうとするとまた北海道や、そしてまた根室から拠出金を出させるような、そういう姿勢にとられる向きがあると私は思ふわけでありまして、その点についてもはつきりした御答弁をいたしたいと思ひます。

○床次国務大臣 ただいまの点、実は事務的な処理であつたわけでありまして、会として将来について疑念のないように、私ども当然さうな趣旨において設立したわけでありまして、なおその具体的な問題、きわめて事務的な問題でありまして、局長からこの機会に御説明申し上げておきたいと思ひます。

○山野政府委員 ただいま御指摘になりました補助規定の問題ですが、これは事務段階で法律を立案する過程で非常に議論になつた問題でございまして、けれども、まあ最近の立法例は、こういう政府関係機関に準じた特殊法人をつくる場合の任意の補助規定は、書かないのを例にしておるようでございます。また一方、この協会の運営につきましましては、この法律にもございまして、毎年度事業計画は主務大臣の認可を受けるということになつておりまして、その認可を受けた事業計画については、政府の予算で全額負担するということは、これは私どもは当然のたてまえと考へておるわけ

でございますので、その二つの理由からこの法律には補助規定を設けなかったわけでございます。ただ、後段に御指摘になりましたように、いろいろその地元で寄付金をお願いしたり、いろいろな地方負担をかけるようなことは生じないかという点でございますが、私も、極力そういうことを避けまして、政府の認可する事業計画の中で、国費をもってこの領土対策の諸活動を行なうように極力つとめてまいりたいと考えておるわけでございます。

○箕輪委員 それでは次に、協会は貸し付け業務にかかわるところの経理についての特別規定を設けているわけですが、従来の北方協会にかかわるところの例の十億円の国債の交付については、北方地域の施策について存する特殊事情及びこれに基因して北方地域旧漁業権者などの置かれている特殊な地位などにかんがみまして、特定の法対象者を定めて行なう特別措置であるから当然の規定であると思いますが、これらの運用について利害関係の全くない新法人の役員、評議員会などで意思決定をされるものかどうか。もしそういうことであるならば、従来の経過などからも運用上混乱を招くのみでなく、適正かつ可及的急を要する融資事業の運用に支障を来すおそれが出てまいると考えるわけでございます。したがって、こうした可及的急を要するところの融資事業の運用に支障を来さないようにする、これを防止するために、北方協会の現在の評議員会や執行体制にすべて委任するのが適切であると考えられるわけですが、政府のお考えをお尋ねいたします。

○床次国務大臣 仰せのとおり、従来から北方協会の行なってきた貸し付け業務は、これはまさに特殊な措置であると思う。したがって、この目的をいたしますところの事業は、やはり今後も引き続き尊重しなければならぬと思っております。したがって、今回新協会の設立いたしました、いわゆる旧北方協会を吸収することになります、北方協会が運営してまいりましたと

ころの事業の運営に支障のないようにいたしました。したがって、事務所等におきましてもやはり特に北海道に支所を置きまして、そうしてその事務を取り扱わせることにいたしました。また、協会の役員も、できる限り旧北方協会の責任者を承継して、そうして事業が行なわれるようにいたしました。若干人数の減りますものもあると思いますが、しかし、事業そのものは、これを尊重する趣旨におきまして、今後の役職員の構成等は十分考慮してまいりたいと思っております。

○箕輪委員 外務省の欧亜局長さんが時間がないそうでありまして、それでは先に外務省にお尋ねをいたしまして、大臣のほうはちょっとお待ちをいただきたいと思います。

最近千島海域、カムチャツカ海域または沿海州海域の公海上におきまして、ソ連邦によるところの爆撃、水中爆発実験あるいは射撃訓練が断続的に繰返されておることは、外務省も御承知だと思います。このために漁業生産活動が著しく阻害されておるのでありまして、政府におかれましては、公海上のこれらの海域におけるところの操業の安全を確保するために、ソ連邦に対して、私は次の事項を強力に申し入れをしていただきたと要望するものであります。

一つは、これらの海域は、本土漁船が多数操業いたしておるところの海域でありますので、この種の爆撃、訓練は行なわないようにソ連邦に対して強力に申し入れをしていただくということでありまして、次は、どうしてもやむを得ずこれを行なう場合には、これら海域におけるところの盛漁期は絶対に避けていただきたい、かように考えるわけでありまして、その場合に、正式な外交ルートによつて、漁業者に周知せしめ得る相当の期間を置いて、具体的に時間や場所を通報することが大切だと考えるのであります。

以上三点について、ソ連に對しまして強力な申し入れをしていただくかどうか、御決意をお聞きしたいと考えるわけでありまして、

○有田政府委員 ただいま御指摘になりました点の北方海域における爆撃並びに水中爆発の実験についてであります。これは御承知のように、昨年の十二月からことしの三月にかけまして、前後六回ほどにわたつて御指摘のように断続的に行なわれております。それで、その際、わが国の漁船が多数当該海域において操業しておるような場合には、これは影響するところが非常に大きいのでありまして、直ちにソ連側に対してこの実験を中止するように要請してまいりました。これは遺憾ながらソ連側のほうで、取りやめるといふような返事はいたしておりません。ソ連側のほうでは、公海上であるので、自分のほうとしても一定の実験等は先例もあることであり、する権利がある、このように反論してまいりました。そこでわれわれのほうは、ただいま箕輪議員から御指摘のありましたように、それは公海使用の自由という原則からは一応認められる点であつても、通報をなるべく早くしてほしいという点、それからこれは合理的な範囲で最小限度にしてほしい、これは日時の点あるいは使用時間の点について制限するようにという点は、重々ソ連側のほうに指摘しております。また、この海域の選定につきまして、これが北方のわが国にとつてきわめて有利な漁場でありまして、わが国の漁船が出る場合が多いのでございまして、この点も十分考慮するようにと再三申し入れております。外務省といたしましては、今後ともこのような実験が繰返される場合においては、十分その点を指摘いたしまして、わがほうに障害の生じないように善処するよう強く申し入れる所存でございます。

○箕輪委員 次に、北方三団体や——北方三団体はおわかりだと思ひますが、根室市、北海道水産会などをもつて組織いたしております北方問題対策北海道協議会などから再三にわたつて要望されておりましたところのものであります。私も、本特別委員会が昨年現地調査をいたしました。そのおりに必要請を受けた点でございます。特殊法人北方協会の行なう業務の拡充に必要な措置、北方地域周辺海域におけるところの漁業権補償など、未解決にしてきわめて対策の急を要する問題がございます。つきましては、昭和三十六年の十二月に発足した北方協会は、その主たる業務であるところの資金貸し付け事業の実施以来、満七年を経過いたしました現在までに、法対象者二千二百八十九人に対して六億五千万円の融資を実施いたしてきたのであります。これは法対象者総体に対する充足率が約一四％にすぎない状態でありまして、また設立当初に比較いたしますと、経済価値の上昇や資金需要の増大、さらには法対象者の拡大など、法律目的の事業の拡大、昭和五十八年に北海道漁業信用基金協会から昭和五十五年までに買い戻し条件付きの譲渡をした一億円の国債の買い戻しを実施いたしますと、現在の一億三千万円ないしは一億五千万円の貸し付けのワケが維持できないという問題も起きてくるわけでございます。そこで、この一億円の買い戻しを実際やるのか、さらに延長しようとお考えなのか、さらにまた、この国債十億円の原資については、御承知のように昭和四十六年には償還期限の十年目が来るわけでございまして、期限後の措置をどうするかという問題等につきましても、この際明確にしておく必要があると思ひますので、政府の所見をあらわしてお願ひする次第でございます。また、これらに総合的に対応するためにも、現地からは、最低二億円の繰り上げ償還の要望が出てくることも御承知だと思います。あわせて政府のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○床次国務大臣 ただいまお話しした北方協会の基金となりますところの十億円の国債の取り扱ひであります。これは明後四十六年に償還期が来いいうことにつきましては、その償還された時点において考えてまいりたいと思ひます。しかし、いづれにいたしましても、今日まで営んでまいりました事業の重要性、特殊性は、十分私ども考えなければならぬと思っております。

なお、先ほど御指摘になりましたところの、一億円のたにある程度まで事業資金が逼迫するではないかというお話ですが、この点もまことにひとつの御意見だ。したがって、そういう資金運用の事業費のあり方そのものにつきましてよく検討してまいりたい。

なお、さらに増ワクしろ、増ワクに対する御意見も出ていたことは承知いたしておりますが、十分今後検討いたしまして進めてまいりたいと存じております。

もし詳細必要がありますれば、局長から申し上げます。

○箕輪委員 あまり時間がございませんから、ひとつ要望申し上げておきます。どうかそうした融資事業について支障のないように、また、そういう心配を皆さん持っておられるわけでありまして、早くその心配が解消するように、政府の方針を早目に御決定いただきたい、かように要望しておきたいと思ひます。

次に、北方領土の復帰運動につきましては、従来北海道や、そしてまた根室市、根室支庁管内の町村などが、財政投資を長年にわたって相当多額に行なっているわけでありまして。北海道は、昭和四十四年度の当初予算でも、六千二百万円予算を組みました。また今後、拿捕漁船あるいは暴参関係、そういったものが実現してまいりますと、これを加えて約八千四百万円、さっきの政府の二千万何百万の額に比しまして、かなり多額の予算を組んでいるわけでありまして。八千四百万円。また根室市は、四十四年度の当初予算で九百万円、さらに関係団体などに対する助成にいたしまして、北海道は、例の外務大臣の認可の社団法人でありまして北方領土復帰期成同盟に對しまして千四百五十万円、またこれに對し、国はわずかに六百六十万円でありまして。引き揚げ者唯一の団体であります総理府認可の社団法人千島齒舞居住者連盟に對しまして、北海道は四百八十万円の補助金、また根室市や根室支庁管内の町村に對しても、相当補助をしている実情でございます。このこと

は、地方自治体といたしましては、行政区域の關係、また元居住者の地域内居住などの關係から、北海道においても領土復帰北方漁業対策本部を、根室市においては領土対策係を、それぞれ行政機構として整備し、北方地域の復帰対策の推進、北方海域における安全操業の確立と、抑留漁船員の早期釈放とその救済対策、元居住者の援護対策の推進関係団体の育成、指導、関係資料の調査収集などを、名実ともに実施いたしておると思うのでございます。これに對しまして、先ほど指摘いたしたように、国の財政的措置なり施策は、必ずしも積極性を示しているとはいえないのではないかと。私から申すまでもなく、北方領土に関する諸問題は、単に引き揚げ者島民や北海道の問題だけではないで、国政の問題であることは間違いないのであります。国の問題として取り上げ、対処するのでなければ、国内問題の解決はもとより、領土復帰の実現はとうてい解決でき得ないと思ひるのでございます。

そこで、政府は、いま北海道が北方領土対策本部を設けておるし、また根室市も、一係ではありますけれども、先ほど申し上げたような係を根室市が設けておるのであります。だんだんと調べてみますと、こうした北方の領土の問題に關する扱ひを、政府としては総理府特選局の監理渡航課で扱われる。人が住んでいない所で監理渡航もへったくれもないのであります。監理渡航課で扱うのはおかしいのじゃないか。もつと積極的に行なうならば、特選局の中に北方課とかあるいは南方課とかいうような、北方課のようなものをつくるのが私は積極的な姿勢を示す一つの考え方ではないか、かように考えるわけでございます。そういう機構改革の考えがあるかないか、この点についてもお尋ねをいたしたいと考えるわけでありまして。

○床次國務大臣 北方対策に對しまして、国のほうの施策が十分でない今日までの間、御指摘の關係諸団体並びに北海道及び支庁、根室市その他の公共団体等、非常な御努力を払っていただいたこ

とに對しまして、心から敬意を表しておる次第でございます。今後とも、中央に協力ができまして、なにもまだ関係団体として協力いたしまして、なおその方針を一つにいたしまして、結束いたしまして目的の達成に努力しなければならぬと考へておる次第であります。したがって、中央におきまして新しい協力を拡充いたしますことはもとより、政府当局におきましても、必要でありますならば事務機構等の拡充を考へてみたいと思ひますが、ただ名前が監理渡航——監理という意味で、広い意味におきまして北方問題を取り扱っておったわけでありまして、政府といたしまして十分機能の發揮できますように考慮いたしたいと思ひます。

なお、地方の問題につきましては、先ほど特別交付金のお話がありましたが、なお普通交付金といたしましては考慮する余地があるのではないかと。これは面積が北海道に入りますならば、それに應じた作用も出てまいりますわけでありまして、種々、その点につきましては関係省と積極的に連絡をいたしてまいりたいと思ひます。

なお、各団体につきましても、やはりそれぞれの特徴を發揮して運動に参加し、それぞれ翼を分担していただくことがよいのではないかと思ひます。したがって、そういう情勢等につきましても十分検討いたしたいと思ひます。次第であります。

○箕輪委員 ただいま長官がおっしゃったことでよろしいのでありますが、特に私の質問以外に御発言されました特別交付金や普通交付金の問題等について、若干御質問をしてみたいと思ひます。

私は、たしか三月二十八日だと覚えておりますが、「われらの北方領土の番組を注意深く拝見した一人であります。この番組の中で総務長官は、これらに對処するために、齒舞、色丹、択捉、国後については、日本固有の領土であるから、国土地理院作製の地図に明示させる、また、これらの島の面積は、算定して北海道の所屬とする、普通交付税の基礎とする、このように説明された」と私

は理解いたしておるのであります。これは間違ひございませんね。

○床次國務大臣 この問題は、先ほどもお話がありましたが北方問題連絡協議会におきまして検討された問題でありまして、今日自治者が担当して前向きに努力しておる次第であります。その点につきましては自治省からお答えがあるかと思ひます。

○箕輪委員 ここに一枚刷りの資料を持っておりますのでありますが、「官庁速報」、昭和四十四年三月十七日の発行であります。ここで自治省は、「普通交付税は増額されない」、「北方領土を日本地図に加えても」という見出しで、「自治省は齒舞、色丹、国後、択捉の北方領土が国土地理院発行の四十四年版日本地図に書き込まれても、北海道庁に對する地方交付税の中の普通交付税が増額されることは考えられない」との見解をとっている。これは日本地図に書き込んだだけでは、普通交付税算定上の財政需要額が増加することにはならないからである。自治省が言いたいのは、交付税が非常に多くなる、しかも恒久性と義務的な性格でできるとの懸念から、まだこうした理屈をつけて普通交付税を出さないという意見だと私は考へるわけでありまして、いまの長官の御答弁と自治省の三月十七日付のこの見解は、著しく違ふところがあるように考へるのであります。

そこで、自治省からこういふものが出てくるのだが、長官との考へは違ふようであるけれども、この考へを堅持するの、あるいは長官のおっしゃったように前向きに検討するの、それを伺いたいと思ひます。どうも両省庁の間に意見の食い違ひがあるように思ひます。自治省からどうぞ。

○佐々木説明員 先ほど中川委員の御質問にお答え申し上げましたとおり、この北方領土関係地域のうちで齒舞群島につきましては、現在根室市の区域になっております。この部分につきましては、現在根室市の面積並びに北海道の面積として、交付税計算上の基準財政需要額の場合は、通

常の地域と同じ扱いになっております。それで国後、択捉、色丹、この地域が現在いずれの市町村にも属さない、こういうことになっておりますが、この取り扱いについてどうすべきかということをおもひながら検討中でございますが、これが北海道に所属するというようになります場合には、既定の計算に従いまして基準財政需要額の算定の基礎には入ることになるだろうと思ひますが、基準財政需要額の計算に入つたから当然に交付税額がふえるかどうかということは、これは収入額との関係になるわけでございます。交付税の増額になるかどうかという事はわからないわけですが、私も、基準財政需要額計算には入れないという方針を決定したことはございませぬ。いまこの取り扱いにつきまして、関係省との打ち合わせもいたしまして、できるだけ前向きに検討を進めておるといふ段階でございます。

○箕輪委員 そうすると、基準算定のときにはそれは当然入るが、普通交付税は交付できない、こういうことですか。

○佐々木説明員 交付税額は、御承知のように、基準財政需要額と基準財政収入額の差額について財源補償するという制度でございます。したがって、基準財政需要額がふえなくても、基準財政収入がまたそれを上回るだけの増加がありまします場合には、交付税額自体はふえないわけです。ただ、現実問題として、この地域におきましてはおそらく収入額の増加する要因がございせんので、基準財政需要額の計算になりますと、その需要額の計算がふえた分だけ交付税額がふえるということになるかと思ひます。ただ、現実には北海道の交付税額がどれだけふえるかということ、これはちょっと私ども計算はできないと思ひます。

○箕輪委員 同じ官庁速報であります、最後のほうに「ただ北方領土の復帰運動、だ捕漁船の救出などのため北海道庁や根室市に特別の財政需要があれば、普通交付税の問題とは別に従来どおり

特別交付税の対象となる。」というておるわけですが、しかし、私どもの考え方では、特別交付税はいわゆる見込み交付でありまして、確定された基礎をもちたないでございまして、そのつど裁量するものと考へておるわけであります。そういうことで従来ずっとやってきたのだから、そのとおりまたやるのだというのでは、恒久的な復帰運動や北方領土対策はできないと考へるわけでございます。いまお話しをございまして、同じく行政権の妨げられてゐる歯舞群島は北海道の面積として算入されております。ところが政府は、官報の一萬二千五百七十六号付録として、昭和四十三年の十一月十三日付官報で、「これら四島の面積を加えた面積を北海道の面積として算定する」と発表しております。これは私どもは普通交付税という意味にとつてゐるものでありますが、私の考へが間違ひかどうか、これも自治省から御見解をいただきたいと思ひます。

○佐々木説明員 御承知のように、地方交付税は、地方団体におけるその財源についてその補償をする制度でございます。したがって、その財政需要の算定の基礎に、通常財政需要が発生すると見られる面積なりあるいは人口なりというものを一つのめどとして、需要額の計算をしておるわけでございます。現在地方交付税の普通交付税の分は、毎年四月一日現在の面積なり人口なりによつて計算をするのをたてまゐりにいたしております。

この地域が、基礎的な地方団体であります市町村のないという点についてやや問題があるわけでありましても、私どもとしては、現実には相当地度の財政需要があるということを前提にいたしまして、できるならば北海道という大きな地方団体の財政需要に計算をしていくというふうな方向でいま検討してまいつておる、こういうことでやつておるわけでありまします。

○箕輪委員 大体それでわかりました。これから北海道という大きな立場から財政需要があると思つて、検討していくということと理解してよろしうございませぬ。

○佐々木説明員 お説のとおりでございます。○箕輪委員 それでは、法務省は来ておるのですか。ちよつとお尋ねいたします。

元居住者などの転籍にあたりまして、根室市に戸籍事務所を設けて北方地域に本籍を置くことができるよう措置された。これはもうだいぶ前から要望されてゐたところでありまして、御承知だと思ひます。もう一件、北方地域における不動産の登記事務を再開いたして、登記簿謄本、抄本の交付または閲覧及び相続登記ができるように措置をされたい。これもまあ引き揚げ者の方々の希望でございます。これについて、いまの時点に立つて――昔のことはよく聞いておりますから、説明はされなくてもけっこうでありますけれども、どのように対処されるおつもりか、法務省のお考へをお尋ねしたいと思ひます。

○新谷政府委員 戸籍関係からまず申し上げますが、現在、北方領土地域にかつて本籍を持つておられた方々は北海道あるいは本土に籍を移しておられまして、実際生活上は特段の不便はない、こういう現状でございます。そこで、沖繩関係戸籍事務所と同様の事務所を別に設けたらどうかという問題でございますが、実際問題として一般の生活に支障がないということでありまして、同時に、沖繩の場合と若干事情が違ふことは、これはもう十分御承知のことと思つてございませぬ。こういう状況下で立法措置をとつて特別の事務所を設けるということになりますと、現状から一歩後退するやうな感じにならないかという問題が実はあるわけでありまして、沖繩の場合におきましては、当時占領下において、司令部の指示に基づいてボツダム政令によつて向こうの施政権下にある行政事務を一部こちらで取り扱うことを認められた結果、あのような措置を講じたのであります。ところが北方領土におきましては、そのような関係が現在にございませぬ。ただソ連側に事実上占拠されてゐるという状況下で市町村の機能を果たしてない、それを前提にして事務所を設けるということについて問題があるのではないか、こ

いう考へを持つておりますために、この事務所の設置については、私どものほうとしましては現在考へていないのでございませぬ。

それから不動産関係でございますが、登記事務は、これもまた事実上行政権が行使できない状況にございまして、現地の調査、測量等ができません。したがって、登記事務は原則的にとり行ない得ない現状にございませぬ。しかし、財産権が一体どうなつておるかという問題になりますと、これは日本政府側は日本固有の領土であるという主張をいたしておるものでございまして、そこにソ連が入つておるものと日本側の法秩序はやはりそこにある、こう觀念せざるを得ないだらうと思つてございませぬ。したがって、土地の所有権がなくなつたというふうな觀念することはできないだらう、こう考へるのであります。したがって、実体法の問題としましては、相続はもちろんな行なれておるのでございませぬけれども、手続的な登記の仕事はこれを行ない得ないでございませぬ。相続登記をするということにはちよつと問題があると思ひます。そうかと申しまして、従来の登記簿上の状況はどうなつておるかということについて、全く登記事務を行ない得ないかということになりますと、登記簿は少なくともこちらに引き上げてございませぬので、関係者の御要望があればその閲覧も認めておりますし、また記載事項の証明書等も交付しておるといふのが実情でございます。復帰いたしましたれば、もちろん登記事務が再開されますことは十分考へられます。○箕輪委員 いまの問題についてももう少しお尋ねをいたしたいと思ひますが、いかんせん時間がございませぬし、ただいま何か手紙が来まして、このあと岡田先生が質問します。これは野党の方々に大いに質問をしてもらいたいと思ひますので、私は、この問題については留保いたしました、また次の機会にいたしたいと思ひます。最後に、長官にお願ひをいたしておきたいと思ひます。昨年、前長官の田中先生が在任中に根室まで

行っていました。これは戦後初めてであります。そしてあのみさきから北方領土を見ていただいて、現地の要望等もたくさん聞いていただきまして、やはり大臣が行って帰ってきてから政府の連絡協議会もできた、今日のこういう領土対策協会という新しい立法措置も講ぜられるように前進してまいったのであります。そこで私も念願であります、総理府の長官におなりになりますと一番先に沖繩へ参ります。けっこうだと思ひます。沖繩問題も大切であります。しかし、沖繩にだけ行って北方に行かずに終わってしまうのが、いままでの通例でありました。もうしよっちゅう、長官におなりになる前に大臣は行っておられるわけでありますけれども、今度は長官として、大臣として行かれた場合には、これを迎えるほうの現地の方々も、ほんとうに心から喜んで大臣をお迎えいただけるものと考へてゐるわけであります。どうか田中長官に負けずに、ぜひ早い機会に根室に行つていただくことを心からお願ひしたいと思ひます。それについて、必ず行くぞという御回答、そしていつごろになるかもしねけれども行くぞという御回答があれば、たいへんありがたいと思うのでございますが、大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○床次國務大臣 担当大臣として現地を視察し、なお現地の方々の御意見を直接伺うということ、これはまことに大事なことだと思ひます。特に今回は、新しい団体を改組、新設すると同時に、国全体といたしましても、真剣にこの問題に取り組み、もうというときであります。私といたしまして、できるだけすみやかに現地に参りまして、そして御趣旨に沿ひたいと思つております。

○箕輪委員 どうもたいへんありがたいでございます。一日も早くそれが実現いたしますことを心から願ひしてやみません。

なおまた、委員長にお願いがございます。本日は、おりあしく外務大臣がお見えになつておりません。実は外務大臣に對しましてどうしてもお聞きしたいことが一、二点あったのでありますが、

これは明日外務大臣がお見えになるそうでございますので、明日に、たいした時間ではございません、十分くらいでけっこうでありますから、留保いたしますのでそのようにお取り計らいいただきたい、かように申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中村委員長 外務大臣の件は了承いたしました。

岡田利春君。

○岡田(利)委員 本法案の提案理由の説明がすで行なわれてゐるわけでありますが、この提案理由の説明の中で、北方領土とは歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島、このように提案なされておられます。この北方領土の提案の見解をまとめたのはいつであるか、戦後一貫してこの方針をとつてきたといわれるのか、この点の見解を承りたい。

○床次國務大臣 これは外務大臣からお答えすべきことだと思ひますが、北方問題に對しまして日ソが交渉を持ちましたのは日ソ協同宣言の際、あの際におきまして、色丹、歯舞の両島につきましては大体の了承を得たわけでありますが、なお固有の領土として考えられております国後、択捉につきましては、そのときにおきまして話がつかずに、松本・グロムイコ会談という形によりまして、問題の解決があとに残されたわけでありまして、したがつて、その当時から四つの問題は、わが国の基本的な要求すべき固有の領土だということとが明らかになつておるものと思はれるのであります。なお、その前におきましていろいろなあつたと思ひますが、少なくともその時点におきましては、四つの島がはっきりと浮かび上がつておると思ひます。

○岡田(利)委員 そういたしますと、わが国の固有の領土について政府が統一した見解をまとめたというものが、いまの答弁では昭和三十一年の、いわゆる日ソ共同宣言の交渉に当たつた際に政府はそういう見解を統一をした、こういう理解でよろしゅうございますか。

○床次國務大臣 ただいまの問題は、外務省からさらに具体的にお答え申し上げます。

○有田政府委員 この統一見解と申しますと、いささか何が統一見解かといふことにつきましていろいろ問題があるかと思ひますが、少なくともその当時交渉に臨みました政府の立場といたしましては、そのように理解いたしました。そのために、平和条約でなくて共同宣言方式といふものをとりまして、そして領土問題については引き続き継続審議といふことで今日に至つておるわけでありまして、それから、その後におきまして、御承知のよう、北方領土問題といふのは日ソ間の最も基本的な、最も重要な問題であります。したがつて、自來、上層部において接ひいたしましたつど、この問題をソ連側に提起してあります。その際におきまます考え方も、これは国後、択捉、歯舞群島、色丹島に加えて日本の固有の領土である、ソ連が引き続きこれを占拠しているといふことについては何ら理由はないといふ立場で、この返還を強く要求しておるわけでありまして。

○岡田(利)委員 政府が統一見解を示したといふのは一九六一年十月六日、北方領土に関する統一見解といふものを政府は発表されたわけですが、これは御存じだと思ひます。しかもまた、日ソ共同宣言の調印にあたり、松本全權はグロムイコ外相に書簡を出して、この島についてはわが国の固有の領土であるといふ書簡を送つたことも確かでありまして。いわば北方領土については、政府がわざわざ昭和三十六年十月六日に統一見解を出さざるを得なかつた、これはいまから七年前、統一見解を出したといふいきさつ、この面から考へて、戦後二十三年間を経ているわけですが、北方領土に対する長年の保守党の認識、こういうものは、言うなれば共同宣言以降大体日本の態度が明らかになつてきた、日本の政府の見解といふものが統一されてきた、このように私は考えざるを得ないわけですが、そういたしますと、当然、長年の間政権を担当してきた保守党として、与党として、また政府として、この北方領土に関するいままで

の取り扱いについてきびしい反省があつてしかるべきではないか、こう私は思うのですが、この点はいかがですか。

○有田政府委員 もちろん、この北方領土問題と申しますのは、先ほど申し上げたように、日ソ間の最大の基本的な問題でございます。したがつて、政府といたしましては、これは十分なる国民的世論をバックにして交渉したさねばなりません。ことにソ連のような国に對しましてこのような問題を解決するためには、このような国民的な盛り上がりといふことが必要でございます。したがつて、いま御指摘のありました政府のはつきりした立場を明らかにする、あるいはまた、今回、たゞいま提案されております北方領土問題対策協会といふようなものをつくつて、そうしてさらにこの国民的世論を盛り上げてまいりますといふようなことは、きわめて時宜に適した必要なことであると思ひます。

従来の政府の立場について御批判がございましたが、これは日ソの平和条約締結交渉ないしは共同宣言の成立といふものの過程におきまして、いろいろな考え方あるいはその交渉の過程におけるやりとりもございまして、私どもの承知してありますところでも、最初は、日本側としましていろいろ、かなり広範な要求をソ連側にしたこととございまして。しかし、せんじ詰めて申し上げれば、この国後、択捉、歯舞群島、色丹島というのは、この委員会の当初におきまして総務長官から御説明申し上げたように、いつの時点においても他国民の支配を受けたことのない、当初から日本の領土であつたといふ点で、まさしくわれわれが固有の領土と称するに適切なところとございまして。これらは最小限度の要望として、今後引き続き領土返還の対象として、強力に進めていくといふことで対処したいと思ひます。従来の点について、この点のはつきりしておらなかつたのではないかと、この点がはつきりしておらなかつたのではないかと、私の承知する限りでは、對ソ交渉の段階において、この点がぐらつたといふような

点は承知しております。

○岡田(利)委員 私は、北方領土の取り扱いでわが国がどう取り扱ってきたか、こういう経過というものは、これからの対ソ交渉の場合非常に問題点として出てくる問題だ、このように考えざるを得ないわけだ。そういたしますと、そういう反省についてはあまり具体的に述べられていないわけですが、私は、固有の領土であるということについては一点の疑義もないわけだ。この点は完全に一致するわけだ。ただ、そうなりますと、この北方領土の問題は、一九五一年のサンフランシスコ平和条約においてこれは規定をされておるわけだ。二条の(C)項で千島列島の放棄が定められておるわけだ。このときの条約の当事国であるアメリカ代表のダレス氏の、二条(C)項に対する認識はどのようなものであったか、この点はいかがですか。

○有田政府委員 御質問の趣旨は、ダレス氏がこの二条(C)項をどう考えておるかというお話であると思いますが、これは要するに二条(C)項にありましますと、この千島を日本側が放棄するということ、そしてまた、放棄の相手方についてはこれを定めないということでも明らかでございます。この千島列島の範囲いかんという問題については、この平和条約によりまして、その地理的範囲については定めがございません。これにつきまして、その後におきましてアメリカ側の見解も確かめたことがございまして、この国後、択捉が千島列島の中に含まれないという見解には、米側もはつきり同意しております。わがほうの立場からいたしますれば、これは平和条約に地理的な限定がない以上、やはりほかのいろいろな資料で、この千島というのはいかなるものかということとを判定する必要があるであります。その点につきましては、日魯通好条約一八五五年、あるいは樺太千島交換条約等において、この千島の範囲というものは、日本側の立場からすればきわめて明確に、これらの国後、択捉は含まれないという点がはっきりしておるのでございまして、政府の見解とい

たしましては、これはこの平和条約二条(C)項による放棄の対象にはなっていない、こういうことで一貫しておるのでございます。

○岡田(利)委員 ダレス氏は、一九五一年九月五日、オペラハウスで、第二回の総会で次の演説をしておるわけだ。「第二(C)に記載された千島列島という地理的名称が歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。歯舞を含むかないというのが合衆国の見解であります。こう述べておるわけだ。ですから、歯舞は含まない、わざわざ千島に歯舞は含まないのだ、これは質問があつて合衆国の見解です。歯舞を除く千島列島は(C)項で放棄をしたという見解を代表の演説で述べておるわけだ。それと同時に、後半にまいりまして「人口の少ない土地台湾は五十五年間に合計約三十五万の日本人人口を吸収しました。一九〇五年以来日本の統治下にあつた朝鮮は、合計約六十五万の日本人を吸収しました。南樺太には三十五万の日本人、千島には約一万一千人の日本人がおりまして。」こう述べておるわけだ。そして、この平和条約で定める領土に限定されても、この程度の人口であるからその問題はない、こうダレス氏は述べておるわけだ。

千島の一万人一千人の日本人はどこにおつたのですか。

○有田政府委員 御指摘の一万一千というのは特定のどの島か、私記憶しておりませんが、終戦前におきまして、国後、択捉、歯舞、色丹、あの地域から引き揚げてきた人たちの数が総数で一万七千人ですか、その程度にのぼっているというところは承知しております。あの終戦前後の期間におきまして、状況に応じて引き揚げさせたというところは承知しております。

○岡田(利)委員 これらの問題、あらためて外務大臣に質問することといたしたいと思います。わが国が連合国に占領されて、連合国最高司令官は、あの千島の海峡、納沙布と貝殻島の間に、マッカーサー命令によってマッカーサーラインというものが引かれたことは御存じだと思うので

す。御存じですか。

○有田政府委員 マッカーサーラインというのは、私、いま記憶しておりませんが、終戦の場合における占領下の行政命令において、この一部の地域を本土のほうの施政権下に入れ、他を別途便宜切り離れたということ、この地区のみならずほかの地区にもございましたので、その点は承知いたしております。

○岡田(利)委員 平和条約が締結をされて——この平和条約に対しては、ソビエトは参加をしなかつたわけだ。そこで、平和条約が締結され、これが批准をされて発効する、その時点でソビエト側は、この旧マッカーサーラインをブルガーニンライン、このように設定したことについては御承知ですか。

○有田政府委員 ブルガーニンラインというのは、あれですか、漁業水域の問題ですか。

○岡田(利)委員 ソビエト側がマッカーサーラインを……

○有田政府委員 漁業水域の問題ですか。

○岡田(利)委員 漁業水域じゃないです。

○有田政府委員 島の問題ですか。それは承知しております。

○岡田(利)委員 昭和二十七年五月、政府は閣議決定をしまして、拿捕防止に関して漁業危険推定ラインというものを引いたわけだ。二十七年の五月、閣議決定しておるわけだ。この漁業危険推定ラインとマッカーサーラインとはほぼ同じでありますか。

○有田政府委員 いまの御指摘の点は、要するに水域を制限して、その中に入つて操業してはならぬ、いわゆるブルガーニンラインのお話だと思います。

○岡田(利)委員 昭和二十七年の五月に、政府は漁業の危険推定ラインというものを閣議決定しておるわけだ。これより行つたら危険だというラインをきめたわけだ。この日本の政府が二十七年五月に閣議決定したラインというのは、マッカーサーライン、ブルガーニンラインと同じかどうか

か。

○有田政府委員 これはただいま資料がないので、確実に同一であるとは、私ここではつきりお答えはできませんが、御指摘の点は、おそらく平和条約の交渉が、共同宣言ができる以前の時点におきまして、ソ連側がブルガーニンラインを引きまして、その後これが漁業交渉の発端になったことだと思ひます。それで、当時ブルガーニンラインを引かれたら、これは先方が、その中に入つてはいかぬ、入れば拿捕する——現在におきましても同様な現象は多少見られると思ひます。したがうして、それに応じて当時の政府が一定の措置をとつたのではないかと、このように考えます。

○岡田(利)委員 海上保安庁、来ておりますか。——私のいまの質問を聞いておつたと思うのですが、この危険推定ラインというのはどのように引いておりますか。閣議決定はどうなつておりますか。

○猪口説明員 ただいま欧亜局長から御答弁になりましたように、必ずしも閣議決定にいう推定危険ラインというのとマッカーサーラインというのは一致してはいないと思ひます。ただし、そのマッカーサーラインの大部分の線が危険推定ラインに一致していることも、私も業務執行上これを確認せざるを得ないと思ひます。

それから、先ほどブルガーニンラインのことをちよつとおつしたのでございしますが、ブルガーニンラインとマッカーサーラインあるいは推定危険ライン等につきましては、ブルガーニンラインとはだいぶ違つたものではないかと思われまします。御承知のように、ブルガーニンラインは、サケ、マスの漁業規制区域でございしますので、これは相当北太平洋に張り出した大きな規制海域でございします。ブルガーニンラインにつきましては、マッカーサーラインあるいは推定危険ラインとはだいぶ違つた水域だと思ひます。

○岡田(利)委員 危険推定ラインは、国後、択捉、歯舞、色丹、これに対してどのように引かれていますか。

○岡田(利)委員　ここに海峡の地図があるわけですが、私の調査したところでは、国後の羅臼側の三海里内で拿捕のケースは出てないと思うのです。外ですね。そうしますと、根室海峡の納沙布のみさぎと具殻との間にマッカーサーラインが引かれて、危険推定ラインがいま引かれています。そう

ただ、安全操業の問題を取り扱う場合に私ども一つ関心を持たなければならぬのは、これは御承知のように、過去一千二百隻ですが、一万人以上の者が拿捕、抑留されておりますわけですが、このケースを大体的統計に調べてみますと、やはり最近においては国後、択捉、歯舞群島、色丹島、この周辺水域で約七割ないし八割と、非常に多い拿捕ケースになっておりまして、この点は、ひとつ十分安全操業問題に対処する場合に考慮しなは

それ以外につきましては、御承知のように、最近の事態の進展に基づきまして、いわゆるシベリヤ上空の開放問題もございまして、これは幸いにして一応解決のめどがつきまして、明年の四月以降には、日本側の乗り組み員による東京―モスクワ間にはなし、東京―モスクワ以遠ヨーロッパへつながらず路線の開設ということのめどがついております。

が大事ではないか、こう思うわけです。この点については、日本側は交渉する意思があるのですか、ないのですか。さらに、自動延長下でのまゝ見送っていくという考えでありますか。

○有田政府委員　ただいまの点については、外務省のみならず水産庁のほうの意見とも十分調整しなければならぬ問題でございます。基本的には、

御承知のように、この日ソの漁業条約というものは目下自動延長下にございます。しかしながら、日ソの漁業条約の立て方の内容自体については、これは双方にとって必ずしも異議のあるものではないと見えておられます。ただ、御指摘のように、その条約のもとにおいて毎年毎年、昔は百日交渉といわれまして、最近では多少その事態は改善されましたが、今回のカニの交渉によってまた百日交渉というような事態になりつつあるわけでありまして、そのような事態を改善して、そして長期的に安定した話し合いをつけるということは、これは非常に望ましいこととございます。しかしながら、現在の状況においては、ソ連側の立場が、一応この科学資源の評価に基づいた一つの交渉というふうな立て方になつておりますけれども、やはり傾向的にはだんだんと日本側の操業実績というものを縮めて、相対的にソ連側の操業実績を上げていくというふうな基本姿勢にございますので、その話し合いについては、なかなかその点の見通しが立たない状況でございます。したがって、いつの時点においてこの問題についてさらに詰めた交渉をするかという点については、せっかく関係省とも調整いたしまして、御趣旨のほどは十分承知しておりますので、十分対処の方針をきめていきたい、このように考えております。

○岡田(利)委員 水産庁が来ておると思うのですが、日米漁業協定におけるカニの漁獲量の協定は、ここ数年の実績に比べて今度の協定ではどの程度いきましたか。

○角道説明員 いまの御質問は、昨年の秋に改定いたしました日米タラバガニ協定の第三次改定の内容だと思ひます。当初結ばれたのはたしか二十三年五千箱、これが第一次だと思ひます。これが一九六四年でございます。これは二年ごとに改定するたてまえになっておまして、資源状況の悪化ということもございましたので、第二回目では、六六年でございますが、このときは十六万三千箱。昨年の改定では、タラバガニ協定は八万五千箱であります。同時に、最近ズワイガニという

のがございまして、これは従来タラバガニ以外は商業価値がないというところで利用しておりませんでした。最近タラバガニが減ってきたということもございまして、ズワイガニの開発に日本の業者が進んでいった、その結果ズワイガニについて商業的漁獲を始めたということもございまして、昨年からズワイガニをタラバガニ協定の中に含めるといふことになりましたが、ただ、資源状況については、何ぶん開発がごく最近なものでございまして、まだ内容については十分わからないというところで、協定上は、日本側が資源状況に悪影響を与えないように慎重に操業するというような内容になつております。

○岡田(利)委員 私は今日の日ソ・カニ漁業協定の交渉に際して指摘しておたわけですが、対米関係では半減したわけですね。日本の過去の実績に比べて、二十一万箱が八万箱台に落ちた。半減したわけですね。しかも大陸だの問題が、その当時アメリカから出された。それはたな上げになつて協定した。ズワイについても従来と違つて、この点が問題になった。この傾向は対ソ交渉にも必ず響くだろう、こう指摘したわけですね。全くそのとおりなんですね。しかし、相当な長期の交渉を続けて、一応漁獲の量については了解点に達した。こういう国際的な漁業関係を分析し、検討する場合に、対米漁業協定なり、あるいはまたアメリカとソビエトの米ソ漁業協定なり、こういうものが傾向として私は必ず米ソ交渉の中にあつておると思うわけですね。そういう私は理解をしております。案の定出てきておるわけですね。ですから、結局これからの国際漁業条約交渉というものは、単に水産界のいわばそれぞれの要望等を基礎にして動くのではなくして、国際環境がいま国際漁業では変わりつつあるわけですから、これに対応して外交的にどう対処していくか、こういう一貫性がなければ常に問題が出るわけですね。私は、そういう点についてやはり国際漁業条約の問題は改善されなければならないし、日ソ間の問題についてもそういう国際的な立場に立つてこれ

に対処し、問題に取り組む、こういう姿勢が確立しない限り、このような傾向というものは次々出てくるのではないかと、こういう見解を持つておるわけですね。おもにこれは水産庁がこの交渉に当たつておられますが、民間人を委嘱して全権をきめておるわけですが、その点はそうお思いになりませんか。どうですか。

○有田政府委員 漁業問題については、広く他国の動向を見きわめて交渉に臨むということは、御指摘のとおりであらうと思ひます。カニの問題につきましても、ソ連側が大陸的な条約を基礎にかなり強い態度で出てきておりますことは、過去に日米タラバガニ協定というものは、これは大陸的な交渉が行なわれた経緯からも、ソ連側が非常にこの点の交渉を要望したということは、御指摘のとおりでございます。したがって、今後対ソ交渉のみならず、すべての漁業交渉につきましても、十分この点を勘案して国益の確保ができるように私どもも考えていきたいと思います。

また、今回のカニの交渉につきましては代表のお話が出ましたが、これは政府代表の中には外務省の欧亜局の参事官も参加しておりますし、水産庁の生産部長、責任者も入つておまして、いわゆる各方面からの適任者を集めて対ソ交渉をお願いしておるわけでありまして、また首席代表の藤田さんは、御承知のようにこの問題を長年手がけておりますし、そういう点でわれわれとしても十分の信頼を置いて、単に技術的な面のみならず、過去の経緯、ソ連側の動き等についても十分の洞察と見識を持つておられる方と存じておまして、外務省といたしましては全幅の信頼を置いておる次第でございます。

○角道説明員 先ほど申し上げました日米タラバガニ協定の漁獲量について、若干間違いがございましたので訂正させていただきます。

第一次協定は昭和三十三年に結びましたもので、これはかん詰めが十八万五千箱でございます。第二次のものが先ほど申し上げましたとおり

十六万三千箱、これはいづれも半ポンドかん四十個入りの数量でございます。

○岡田(利)委員 この際、ことしはサケ・マスが豊漁年でありますけれども、この交渉にあつて日本の漁獲量はどの程度主張するのですか。

○有田政府委員 ただいま申し上げますので、具体的において交渉が行なわれておりますので、具体的な数字についてはここで申し上げるのを差し控えておきたいと思ひますが、日本側の考え方はいたしましては、これは御指摘のように昨年は不漁年でございますので、ことしは豊漁年でございます。これがまず一点。したがって、昨年の漁獲数量と比較するのではなくして、一昨年の数量と比較しなければならぬという点が一つでございます。それから、あくまでも資源状態の判定というものをまず行ないまして、その上に立つていかなる数量が適正であるかということについて議論してまいらざるを得ないと思ひます。したがって、その点については数量の上限と下限というものはおのずから明らかでありまして、われわれはいたしましては、過去の実績に即してできるだけ多くの漁獲量を確保するようにつとめたい、このように考えております。

○岡田(利)委員 羅臼に籍を持つ第十一進洋丸事件というのは御存じですか。

○角道説明員 第十一進洋丸事件というのはよく存じておりますが、事件の内容等をお伺いできれば、あるいはわかるかと思ひます。

○岡田(利)委員 これはあとからまた。いいです。

今度の法案提出にあつて、北方協会を吸収するわけですが、もとの法律の名前は、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律であつたわけですね。この中に北方協会があつたわけですね。そして協会には十億の国債を交付してその利子でこれらの人々に対する対策を立ててきたという経過で、二年後にはこれが償還をされるわけですが、この前私は予算委員会では指摘をしておりますけれども、この際、北方地域における漁業権の

補償、資産の補償を政府は一度行なう考えはないかどうか。もう二十四年も経過したわけですから、これからこの問題が解決するまでの程度かかるか、予想もつかぬわけですね。そういう検討をしたことがあるのか。また、現時点でこれを推定する場合、どの程度の漁業権の補償になるのか、やるやらないは別にしてですね。こういう点についてお伺いしたいと思います。

○安福説明員 北方地域の法的な特殊な地位ということとは十分御承知だと思っておりますけれども、昭和二十一年の一月二十九日にモロンドンが出まして、わが国の行政権が分離された、こういう事実がございます。その時点におきまして、日本の法令がそういう関係であそこに適用できない、そういう事態になって今日まで及んだということでございます。かたがた、それより前にソ連の力行行使によります占領状態が続いておる、それが今日に及んでおることは御存じのとおりです。したがって、わが国の法令はその時点において適用できないと同時に、漁業権につきましてもその時点において一応消滅した、こういうふうにごさざるを得ない、こういうことでございます。先ほど問題になっております漁業権の補償がからみます行政制度の改革というものが、二十五年から二十七年にわたりました実施されたわけでございますが、その時点がちょうどそういう期間に該当するわけでございます。したがって、そういう関係があつて漁業権補償がそこに行なわれていない、こういうことでございます。ただ、国の行政といたしましてを考えると、終戦後そういうところで生業を営んでおりましたものが、一切根こそぎ破壊された結果本土のほうに引き揚げた、こういうことでございます。したがって、政治的な配慮を考えると、それに対する何らかの措置はやるべきである。こういうことが契機となりました。北方協会というものが設立されて、そういった北方からお帰りになりました方々の生業の安定と同時に生活の安定、そういう角度から北方

協会がそういう方々に対して融資事業を行なう、そういうことを通じて生業の安定、生活の安定、そういう措置がやられたわけでございます。そういうことで、いわゆる行政制度の改革、改正に伴います漁業権の補償との一応均衡——と申しますと語弊があるかと思ひますけれども、そういう措置をとって現在に至つておることでございます。

○岡田(利)委員 当時の水産庁の漁政課長の説明では、十億の根拠は、昭和二十四年から二十七年の間、いわゆる内地といひますか、日本国で漁業補償を行なつた。この場合の北海道の補償額が五十二億であつた。この北海道の五十二億を基礎にして、いまの北方水域の漁業権等を考えると、大体過去の実績を見れば七億七千万程度になる。そしてこれに旧島民の資産、こういう面を勘案して、こういう措置をとるにあつて、大体積算的なめどというのはそういう組み立て方で十億という金がきまつた、こういう説明を受けておるわけですね。したがって、この十億という国債が償還された場合に、すでに昭和二十四年から二十七年の五十二億に对应する七億七千万が入つておるから、この償還で漁業補償は終りだということをお考え方はありますまいですか。

○安福説明員 行政制度の改革によります漁業権の補償というものは、先ほど申し上げましたような形で行なわれたいし、われわれも現在の時点においてわが国の法令上それができないのじやないだろうか、こういう考えを持っております。ただ、条理といたしまして、先ほど来申し上げておりますようなことがございますので、将来こに行行政権が返つてくる、領土が返つてくるという時点におきまして、この地域における漁業権が具体的な問題として出てくるだらうと思ひます。したがって、現在の十億の措置なりそういったものをどうするかという問題、これは先ほど総務長官のほうからも若干説明があつたかと思ひます。そういうものをひくくするめましてこの地域の漁業振興施策、その漁場に依存します漁民の方々の

生業はどうあるべきか、そういう観点から、水産行政の一環としてその人々をどう措置するかということ、この問題は解決すべきではないだらうか、こういうふうにごさるべきです。

○岡田(利)委員 齒舞、色丹、国後、択捉に所在していた旧漁業協同組合が、これらの地域で過去設定されていた共同漁業権の設定について、要望があつたと思ひます。政府としては、これに對しては、施政権の及ばないところであるので共同漁業権の設定を認めるわけにはまいらない、こういう見解を出した経過が過去にあると私は思ふのです。この点御存じですか。

○安福説明員 いつどういふ答弁があつたかというところは私詳細に承知いたしておりますけれども、漁業権といふものは一部地域が公海にある、わが国の法令が及ぶ、そういうところがあるから漁業権がそこで設定できるという問題じやなくて、やはり海岸線から一体のものとして漁業権といふものが觀念されておるわけでございます。またそういうものであらうとわれわれは思つております。したがって、現実にはわが国の法令を適用することは不可能であるという事態においては、そういう漁業権を設定するということは技術的にもちよつと不可能じやないだらうか、そういうふうにごさるべきです。

○岡田(利)委員 わが国の行政権が及んでいない齒舞、色丹、国後、択捉の十二海里あるいはまた三海里であるかを問はずして、許可を持つていた漁船が操業することについては法律上には問題がない。極端にいへば波打ちぎわまで行つてもいいんだ、法律的には問題がない、こういう見解を水産庁はとつておるわけですが、そのことについて、現実にはわが国の行政権は及んでいない、占有されておるわけですね。その法律の見解と、これからの安全操業に対する政府の指導はどのように調整をされておるのか。一方、危険推定ラインといふものが設定されておるわけですね。また、占有しているソビエト側は一応七海里とか三海里、こういうところに入つてくるものは領海侵犯とし

て拿捕するというケースが続いておるわけですね。しかし、行政権の及ばないこの水域に対する水産庁の法律の見解としては、十二海里だらうと三海里だらうと、極端にいへば波打ちぎわまで行つてもいいんだ、これは法律上何も問題はない、こう答弁をされておるわけですが、この閣議決定の危険推定ラインに入つてはならないという指導と、水産庁のそういう見解といふものが、政策としては当然調整されなければならぬのじやないか、こう私は考えるわけですね。そういう点について調整したことがありますまいか。

○安福説明員 法律的に、たとえば許可を持つておる漁船がこの北方地域にどこまで近づけるか、こういう問題と現実的な問題といふものを、われわれとしてはやはり行政を進める場合に、指導方針としても考えざるを得ないだらうと思ひます。この北方地域について、拿捕なりそういった漁業上の問題がいろいろ起きております。その時点におきましても、われわれは法律上にはそういう三海里の中に入り得る、こういう見解はとらざるを得ないと思ひます。しかし、現実の問題といたしまして、実力的にソ連がそこを占領してまいらる。それから日本がそこを占領してまいらる。それに対して、ソ連が十二海里をかなり前からとつておるわけでございます。そういう基本的な対立もございます。そういう現実的な問題をわれわれとしては考えざるを得ない。そういうことから、地域によつては危険がある、こういうことは十分漁民に知らす義務は、行政庁としてはあるのだらうと思ひます。その点、そういう現実と法律論とは、行政をやつていく場合に一応わきまえて、そういう心づもりでやつておるつもりでございます。

○岡田(利)委員 時間がありませんから、質問をあと留保して終わりたいと思ひますが、法律の見解と、こう言われますけれども、国民はその法律の見解にむしろ依拠する、こういう傾向はあるだらうと思ひます。極端にいへば、わが国

は領海三海里だから、それ以外は他国の専管水域についても領海三海里以上は認めないのだ、こういう一方的な立場に立つてものごとを考えるとすれば、アメリカであろうが、インド洋であろうが、アフリカであろうが、どこであろうが、わが国の認めている三海里以内までは、許可を受けている漁船は魚をとるためには入ってもいいのだ、そこで操業してもいいのだということになると思うのです、法律的にいえば、そういうかたくなな一方的な態度をとれば、そうなると思うのですよ、法理論的には、しかも、国際環境から見れば、領海十二海里、専管水域十二海里は別にしてい、これを含んで十二海里というものは絶対に沿岸国の多数ですよ。アメリカさえも三海里、十二海里をとっているわけですから、絶対なる多数です。そうして、一方においてインドネシアの内水面の入漁料を払ってやるとか、あるいはまた今度スペインと交渉するとか、いろいろあるわけですね。これに対処して、政府は専管水域の問題を検討しておる、検討しておるとは言うけれども、そうむずかしい問題ではないのであって、この漁業専管水域の設定は、国際的にこれらに対処する見解というものはびしっと打ち立てられなければならない時期に来ているのではないか、こう思うのですが、この点、検討の作業というものは進んでおるのですか。

以上で終わります。

○安福説明員 領海の三海里なり十二海里なり、いろいろその国々によりまして立場の違いがあるわけでございますけれども、今日まで世界の海法会議なり、そういうものが二度ばかり行なわれております。そういう経緯はございますけれども、確立された国際上の原則といたしまして、やはり三海里というものが客観的に存在している、これが事実でございます。したがしまして、わが国といたしましては、世界の情勢がいろいろその後変化してまいっているという事実もございまして、そういう事実にもわれわれ自身いたずらに目をおおるというつもりはございませんけれども、従

来からのわが国の姿勢というものは、やはり現段階においては堅持すべきものだろう、こう思います。ただ、各国、そういったところで具体的な問題としてだんだん出てまいっております。その場合にも、政府が出てまいります交渉もございまして、あるいは民間で話し合いをやっているというケースもございまして。しかし、政府が出てまいる場合には、やはりいわゆる三海里説という立場に立つた交渉を現段階でやっております。ただ、先ほど御指摘になりましたような世界の情勢というものがございまして。したがしまして、そういった国との関係等も政府としては十分考えて、理論的な立場、それから実益的な立場といったものを十分わきまえた検討を慎重にやりまして結論を出すべきものだ、このように考えております。そういう問題についての検討をわれわれ自身やっているということは事実でございますけれども、現在まだこういうことを申し上げる立場の段階ではないということでございます。

○中村委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は明九日、午後三時二十分理事會、三時三十分委員會を開會することとし、これにて散會いたします。

午後一時十三分散會

沖繩及び北方問題に関する特別委員會議録第六号中正誤

ペジ 段 行 誤 留置場 正

同 第七号中正誤

ペジ 段 行 誤 法律第 号 法律第 号 正 号